

令和3年4月1日現在

倫理研修 関連法令・例規抜粋集

日本弁理士会 研修所

<目 次>

民 法	1
弁 理 士 法	1
日本弁理士会会則（会則第17号）	12
弁理士記章および略章規則（会令第10号）	22
研修所規則（会令第25号）	22
弁理士登録等関係規則（会令第34号）	23
特許業務法人規則（会令第35号）	24
弁理士倫理（会令第36号）	26
外部意見聴取会規則（会令第42号）	29
役員選挙規則（会令第51号）	30
会員の広告等に関する規則（会令第62号）	30
弁理士の報酬に関する規則（会令第80号）	33
継続研修履修状況管理規則（会令第89号）	34
処分前公表に関する規則（会令第100号）	40
弁理士業務に関する苦情相談窓口設置規則（内規第105号）	44
継続研修義務不履行者の処分に係る公表に関する細則 （内規第120号）	47
会員の広告に関するガイドライン	48
事務所名称に関するガイドライン	67
事件の受任についてのガイドライン	73
預り金の取扱いに関するガイドライン	78
弁理士倫理第3条の2及び第4条の2に関するガイドライン	86

民法

(受任者の注意義務)

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

(受任者による報告)

第645条 受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

(委任の解除)

第651条 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

弁理士法

第1章 総則

(弁理士の使命) (平26法36、見出し改正)

第1条 弁理士は、知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。）に関する専門家として、知的財産権（同条第2項に規定する知的財産権をいう。）の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。（平26法36、全部改正）

(職責)

第3条 弁理士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第22条 弁理士は、弁理士登録簿に登録を受けた事項に変更が生じたときは、遅滞なく、日本弁理士会にその旨を届け出なければならない。

第4章 弁理士の義務

(信用失墜行為の禁止)

第29条 弁理士は、弁理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第30条 弁理士又は弁理士であった者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(業務を行い得ない事件)

第31条 弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第3号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

- 一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくものと認められるもの
- 三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
- 四 公務員として職務上取り扱った事件
- 五 仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件
- 六 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの（平26法36、一部改正）
- 七 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくものと認められるものであって、自らこれに関与したもの（平26法36、一部改正）

(研修)

第31条の2 弁理士は、経済産業省令で定めるところにより、日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修を受けなければならない。（平19法91、本条追加）

(非弁理士に対する名義貸しの禁止)

第31条の3 弁理士は、第75条又は第76条の規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。（平19法91、本条追加）

第5章 弁理士の責任

(懲戒の種類)

第32条 弁理士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、経済産業大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

(平19法91、一部改正)

- 一 戒告
- 二 2年以内の業務の全部又は一部の停止 (平19法91、一部改正)
- 三 業務の禁止

(懲戒の手続)

第33条 何人も、弁理士に前条に該当する事実があると思料するときは、経済産業大臣に対し、その事実を報告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 前項に規定する報告があったときは、経済産業大臣は、事件について必要な調査をしなければならない。
- 3 経済産業大臣は、弁理士に前条に該当する事実があると思料するときは、職権をもって、必要な調査をすることができる。
- 4 経済産業大臣は、前条の規定により戒告又は2年以内の業務の停止の処分をしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 5 前条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行った後、相当な証拠により同条に該当する事実があると認めた場合において、審議会の意見を聴いて行う。

(調査のための権限)

第34条 経済産業大臣は、前条第2項(第69条第2項において準用する場合を含む。)又は第3項の規定により事件について必要な調査をするため、当該弁理士に対し、その業務に関し必要な報告を命じ、又は帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

(登録抹消の制限)

第35条 日本弁理士会は、弁理士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が終了するまでは、第24条第1項第1号若しくは第5号又は第25条第1項の規定による当該弁理士の登録の抹消をすることができない。

(懲戒処分 of 公告)

第36条 経済産業大臣は、第32条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を官報をもって公告しなければならない。

第6章 特許業務法人

(成立の届出)

第45条 特許業務法人は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。(平16法124、一部改正)

(定款の変更)

第47条 特許業務法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によって、定款の変更をすることができる。(平17法87、本項追加)

2 特許業務法人は、定款を変更したときは、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を経済産業大臣に届け出なければならない。(平17法87、旧1項繰下)

(法人の代表)

第47条の2 特許業務法人の社員は、各自特許業務法人を代表する。

2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によって、社員のうち特に特許業務法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

3 特許業務法人を代表する社員は、特許業務法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

5 特許業務法人を代表する社員は、定款によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。(平19法91、本条追加)

(指定社員)

第47条の3 特許業務法人は、特定の事件について、一人又は数人の業務を担当する社員を指定することができる。

2 前項の規定による指定がされた事件(以下「指定事件」という。)については、指定を受けた社員(以下「指定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

- 3 指定事件については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが特許業務法人を代表する。
- 4 特許業務法人は、第1項の規定による指定をしたときは、指定事件の依頼者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 5 依頼者は、その依頼に係る事件について、特許業務法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第1項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めることができる。この場合において、特許業務法人が、その期間内に前項の規定による通知をしないときは、特許業務法人はその後において、指定をすることができない。ただし、依頼者の同意を得て指定をすることを妨げない。
- 6 指定事件について、当該事件に係る業務の終了前に指定社員が欠けたときは、特許業務法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかったときは、全社員を指定したものとみなす。(平19法91、本条追加)

(社員の責任)

第47条の4 特許業務法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

- 2 特許業務法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときも、前項と同様とする。
- 3 前項の規定は、社員が特許業務法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。
- 4 前条第1項の規定による指定がされ、同条第4項の規定による通知がされている場合(同条第6項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第6項において同じ。)において、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなった特許業務法人の債務をその特許業務法人の財産をもって完済することができないときは、第1項の規定にかかわらず、指定社員(指定社員であった者を含む。以下この条において同じ。)が、連帯してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。
- 5 前条第1項の規定による指定がされ、同条第4項の規定による通知がされている場合において、指定事件に関し依頼者に生じた債権に基づく特許業務法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときは、指定社員が、特許業務法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。
- 6 前条第1項の規定による指定がされ、同条第4項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず指定事件に係る業務に関与したときは、当該社員

は、その関与に当たり注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、指定社員が前2項の規定により負う責任と同一の責任を負う。特許業務法人を脱退した後も同様とする。

7 会社法第612条の規定は、特許業務法人の社員の脱退について準用する。ただし、第4項の場合において、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなった特許業務法人の債務については、この限りでない。(平19法91、本条追加)

(社員であると誤認させる行為をした者の責任)

第47条の5 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて特許業務法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

(平19法91、本条追加)

(特定の事件についての業務の制限)

第48条 特許業務法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第3号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 第3項各号に掲げる事件として特許業務法人の社員の半数以上の者が関与してはならない事件

2 特許業務法人の社員等は、前項各号に掲げる事件については、自己又は第三者のためにその業務を行ってはならない。

3 特許業務法人の社員等は、当該特許業務法人が行う業務であって、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

一 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの

三 社員等が公務員として職務上取り扱った事件

四 社員等が仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件

五 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの（平 26 法 36、一部改正）

六 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの（平 26 法 36、一部改正）

（業務の執行方法）

第 4 9 条 特許業務法人は、弁理士でない者にその業務を行わせてはならない。

（弁理士の義務に関する規定の準用）

第 5 0 条 第 2 9 条及び第 3 1 条の 3 の規定は、特許業務法人について準用する。（平 19 法 91、一部改正）

（裁判所による監督）

第 5 2 条の 2 特許業務法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特許業務法人の解散及び清算を監督する裁判所は、経済産業大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。（平 19 法 91、本条追加）

（清算終了の届出）

第 5 2 条の 3 清算が終了したときは、清算人は、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。（平 19 法 91、本条追加）

（合併の無効の訴え）

第 5 3 条の 3 会社法第 8 2 8 条第 1 項（第 7 号及び第 8 号に係る部分に限る。）及び第 2 項（第 7 号及び第 8 号に係る部分に限る。）、第 8 3 4 条（第 7 号及び第 8 号に係る部分に限る。）、第 8 3 5 条第 1 項、第 8 3 6 条第 2 項及び第 3 項、第 8 3 7 条から第 8 3 9 条まで、第 8 4 3 条（第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項ただし書を除く。）並びに第 8 4 6 条の規定は特許業務法人の合併の無効の訴えについて、同法第 8 6 8 条第 6 項、第 8 7 0 条第 2 項（第 6 号に係る部分に限る。）、第 8 7 0 条の 2、第 8 7 1 条本文、第 8 7 2 条（第 5 号に係る部分に限る。）、第 8 7 2

条の2、第873条本文、第875条及び第876条の規定はこの条において準用する同法第843条第4項の申立てについて、それぞれ準用する。(平17法87、一部改正、平23法53、一部改正、平26法91、一部改正)

(違法行為等についての処分)

第54条 経済産業大臣は、特許業務法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その特許業務法人に対し、戒告し、若しくは2年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

2 第33条、第34条及び第36条の規定は、前項の処分について準用する。

3 第1項の規定は、同項の規定により特許業務法人を処分する場合において、当該特許業務法人の社員等につき第32条に該当する事実があるときは、その社員等である弁理士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第7章 日本弁理士会

(会 則)

第57条 弁理士会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

九 会員の品位保持に関する規定

十 会員の研修に関する規定

(弁理士会の退会処分)

第61条 弁理士会は、経済産業大臣の認可を受けて、弁理士会の秩序又は信用を害するおそれのある会員を退会させることができる。

(会則を守る義務)

第62条 会員は、弁理士会の会則を守らなければならない。

(紛議の調停)

第67条 弁理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(懲戒事由に該当する事実の報告)

第69条 弁理士会は、その会員に第32条又は第54条の規定に該当する事実があると認めるときは、経済産業大臣に対し、その事実を報告するものとする。

2 第33条第2項の規定は、前項の報告があった場合について準用する。

第8章 雑 則

(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限)

第75条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。（平26法36、一部改正、平26法36、平26法69、一部改正）

(名称の使用制限)

第76条 弁理士又は特許業務法人でない者は、弁理士若しくは特許事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

2 特許業務法人でない者は、特許業務法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

3 日本弁理士会でない団体は、日本弁理士会又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(弁理士の使用人等の秘密を守る義務)

第77条 弁理士若しくは特許業務法人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、第4条から第6条の2までの業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。（平19法91、一部改正）

第9章 罰 則

第79条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。（平19法91、一部改正、各号追加）

一 第31条の3（第50条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

- 二 第32条又は第54条第1項の規定による業務の停止の処分に違反した者
- 三 第75条の規定に違反した者

第80条 第16条の5第1項、第30条又は第77条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。(平19法91、一部改正)

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第80条の2 第16条の12第2項の規定による実務修習事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。(平19法91、本条追加)

第81条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第71条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第76条の規定に違反した者

第81条の2 第53条の2第6項において準用する会社法第955条第1項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。(平16法87、本条追加、平17法87、一部改正)

第81条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条の8の規定に違反して帳簿を備え置かず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 二 第16条の10第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 第16条の11第1項の許可を受けないで、実務修習事務の全部を廃止したとき。

(平19法91、本条追加)

第82条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務に関して、第79条第1号（第50条において準用する第31条の3に係る部分に限る。）、第2号（第54条第1項に係る部分に限る。）若しくは第3号、第81条又は第81条の2の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。（平16法87、一部改正、平19法91、一部改正）

第83条 第34条の規定（第54条第2項において準用する場合を含む。）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は帳簿書類その他の物件の提出をしなかった者は、30万円以下の過料に処する。

第84条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の過料に処する。

- 一 第53条の2第6項において準用する会社法第946条第3項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 二 正当な理由がないのに、第53条の2第6項において準用する会社法第951条第2項各号又は第955条第2項各号に掲げる請求を拒んだ者
- （平17法87、全部改正）

第85条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特許業務法人の社員若しくは清算人又は日本弁理士会の役員は、30万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。
- 二 第53条の2第2項又は第5項の規定に違反して合併をしたとき。
- 三 第53条の2第6項において準用する会社法第941条の規定に違反して同条の調査を求めなかったとき。
- 四 定款又は第55条第1項において準用する会社法第615条第1項の会計帳簿若しくは第55条第1項において準用する同法第617条第1項若しくは第2項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 五 第55条第2項において準用する会社法第656条第1項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 六 第55条第2項において準用する会社法第664条の規定に違反して財産を分配したとき。
- 七 第55条第2項において準用する会社法第670条第2項又は第5項の規定に違反して財産を処分したとき。

日本弁理士会会則 (会則第 17 号)

第 2 章 会 員

第 2 節 登 録

(登録事項等の変更の届出)

第 24 条 弁理士は、弁理士登録簿に登録を受けた事項及び弁理士の登録に関し本会に届け出た事項について、当該事項が発生したとき又は当該事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を書面により本会に届け出なければならない。

2 第 14 条第 3 項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

第 3 節 特許業務法人の届出

(成立の届出)

第 27 条 第 32 条の規定により入会した特許業務法人は、成立の日から 2 週間以内に、届出書に定款及び登記事項証明書を添えて、本会に提出しなければならない。(改正、平 25・12・20 臨時)

2 前項の規定により届け出る特許業務法人は、入会届出料として 20,000 円を本会に納付しなければならない。

(登記事項等の変更の届出)

第 28 条 特許業務法人は、定款の変更を行ったときは、その変更の日から 2 週間以内に、変更後の定款及び社員総会議事録若しくは総社員の同意書又はこれらいずれかの写しを添えて、その旨を本会に届け出なければならない。

2 特許業務法人は、登記事項の変更を行ったときは、その変更の登記の日から 2 週間以内に、変更登記後の登記事項証明書又はその写しを添えて、その旨を本会に届け出なければならない。

3 特許業務法人は、合併したときは、合併の日から 2 週間以内に、その旨を本会に届け出なければならない。この場合において、届出には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 合併により存続する特許業務法人 合併登記後の登記事項証明書の写し

(2) 合併により設立する特許業務法人 設立登記後の登記事項証明書の写し及び定款の写し

(3) 合併により消滅する特許業務法人 解散登記後の登記事項証明書の写し及び定款の写し

(特許業務法人届出簿記載の抹消)

第29条 本会は、特許業務法人が法第52条第1項又は第2項の規定により解散したときは、特許業務法人届出簿の記載を抹消する。

2 特許業務法人が法第52条第1項又は第2項の規定により解散したときは、当該特許業務法人の社員であった者は、当該法人の解散の日から2週間以内に、本会にその旨を届け出なければならない。

第4節 従たる事務所の設置

(従たる事務所の設置)

第31条 会員は、主たる事務所のほかに従たる事務所を設けることができる。この場合において、会員は、自己の従たる事務所において依頼人に責任をもって対応できるようにしなければならない。

第6節 会員の権利及び義務

(会費の納付)

第35条 会員は、毎月の会費を当該月の末日までに納付しなければならない。

2 会員は、月の中途において入会し、又は退会したことにより在会した日数が1月に満たない月についても、1月分の会費を納入するものとする。

(秘密を守る義務)

第37条 会員が、本会の役員又は委員その他の役職に就任したときは、その職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は盗用してはならない。会員が役員又は委員その他の役職でなくなった後であっても同様とする。

(違反行為の申告)

第38条 会員は、他の会員が法若しくは法に基づく命令に違反し、又は会則若しくは会令に違反したと思料するときは、会長に対し、その事実を報告し、適切な措置をとるべきことを求めるものとする。

(事件依頼不承諾の通知義務)

第39条 会員は、事件の依頼を承諾しないときは、遅滞なくその旨を依頼人に通知しなければならない。

(委嘱事項及び社会貢献活動等を行う義務)

第40条 会員は、正当な理由がなければ、法令に基づき官公署が委嘱する事項を辞退することはできない。

2 会員は、正当な理由がなければ、本会又は本会が設置する機関（以下この条において「本会等」という。）が委嘱する事項を辞退することはできない。（改正、平17・3・23臨時）

3 会員は、本会の会務運営に積極的に参加するよう努めなければならない。

4 会員は、本会等が行う情報提供活動に積極的に協力するよう努めなければならない。（改正、平17・3・23臨時）

5 会員は、弁理士の専門知識を活かし、積極的に社会貢献活動に参加するよう努めなければならない。社会貢献活動には、本会等が行う対外的な公益活動のほか、会員が本会等の外で行なう公益活動を含む。（本項追加、平17・3・23臨時）

第3章 品位保持

(品位保持義務)

第41条 弁理士は、弁理士の使命及び職責に鑑み、常に深い教養と品位の保持に努め、弁理士の信用を維持しなければならない。

(弁理士の報酬の規律)

第41条の2 会員は、弁理士の報酬を合理的な算定根拠に基づいて定めなければならない。

2 会員は、事件を受任するに際し、依頼者に対し弁理士の報酬及びその他の費用について、明示しなければならない。（本項追加、平21・11・26臨時）

3 会員は、依頼者に対し弁理士の報酬及びその他の費用について必要な説明をし、理解を得るよう努めなければならない。（本条追加、平18・12・6臨時、旧第2項繰下、平21・11・26臨時）

(非弁理士に対する名義貸しの禁止)

第41条の3 会員は、法第75条又は第76条の規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。（本条追加、平20・3・19臨時）

(広告、宣伝)

第42条 会員は、誇大若しくは虚偽の事項により依頼人を欺くおそれがある方法、及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある方法で、広告、宣伝又は勧誘を行ってはならない。

(使用できない事務所名称)

第43条 会員は、その事務所名称に、次に掲げる名称を用いてはならない。

- (1) 「日本弁理士会」と紛らわしい名称。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事務所名称、又は誤認混同を生じるおそれがある事務所名称。

(会員の遵守すべき紀律)

第44条 この会則に定めるもののほか、会員の遵守すべき紀律に関する事項は、会令で定める。

(改正、平29・3・14臨時)

(会則等の遵守)

第45条 会員は、本会の会則及び会令を守らなければならない。

(使用人等の監督)

第46条 会員は、その使用人その他の従業者に法第77条の規定による秘密を守る義務を遵守させるとともに、その業務の補助について、それらの者に対し、必要な指導及び監督をしなければならない。

第4章 会員の処分

(会員の処分)

第49条 会長は、会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、本会の秩序又は信用を害したときは、当該会員を処分することができる。(改正、平20・3・19臨時)

2 処分の方法は、次の4種とする。

- (1) 戒告
- (2) この会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止
- (3) 経済産業大臣に対する懲戒の請求
- (4) 退会

3 第1項の規定による処分は、会長が審査委員会の決議を経てこれを行う。

4 第2項第4号に規定する退会の処分は、経済産業大臣の認可を受けなければ、これを行うこと

ができない。

- 5 第1項の規定は、同項の規定により特許業務法人を処分する場合において、当該特許業務法人の社員又は使用人である弁理士（以下「社員等」という。）に第1項に該当する事実があるときに、その社員等である会員に対し、処分を併せて行うことを妨げるものではない。
- 6 会長は、6月以上会費を滞納した会員が督促を受けて、なお滞納した会費を納付しないときは、当該会員（当該会員が特許業務法人であるときを除く）を第2項第4号の退会処分とすることができる。この場合には、第3項の規定は、適用しない。

(処分の請求)

第50条 何人も、会員について、第49条第1項に該当する事実があると思料するときは、会長に対し、その事実を報告し、当該会員を処分することを求めることができる。（改正、平23・12・9臨時）

(処分の手続)

第51条 会長は、会員について、第49条第1項に該当する事実があると思料するとき、又は前条の規定による処分の請求があったときは、綱紀委員会に対し、その調査を請求しなければならない。

- 2 綱紀委員会は、前項の請求があったときは、第49条第1項に該当する事実の有無について調査（同項に規定する本会の秩序又は信用を害したか否かの評価も含む。）し、調査結果を会長に対して速やかに書面により報告しなければならない。（改正、平19・12・5臨時）
- 3 会長は、前項の報告を受けたときは、第49条第1項に該当する事実の有無について決定し、その報告が前条に規定する処分の請求に基づくものであるときは、処分の請求人に対して書面により決定を通知しなければならない。（本項追加、平17・12・21臨時）
- 4 前項の書面の送達は、直接に交付し、又は配達証明郵便によって行う。この場合において、処分の請求人が会員の場合は、第9条第1項の規定は適用しない。（本項追加、平28・5・27定期）
- 5 第3項の通知が配達又は交付不能として返送されたときは、当該通知を保管し、いつでも処分の請求人に交付する旨を本会の事務所に掲示するものとする。この場合においては、当該通知は、その掲示を始めた日の翌日から起算して7日を経過した日に到達したものとみなす。（本項追加、平28・5・27定期）

(処分手続に付された事案の処分前公表)

第51条の2 会長は、前条第1項の規定に基づき処分の手続に付した場合であって、当該処分の対象となる行為を公表しないことにより被害が拡大するのを防止するために必要があるときは、第49条第1項の処分前であっても、事案の概要その他会令に定める事項を公表すること（以下「処分前公表」という。）ができる。

2 会長は、前項に定める処分前公表を行うときは、処分前公表審議委員会に対し、処分前公表が相当であるか否かの審議を求めなければならない。

3 処分前公表審議委員会は、前項の審議を求められたときは、処分前公表が相当であるか否かの決議をし、結果を会長に対して速やかに報告しなければならない。

4 会長は、処分前公表審議委員会による当該事案の処分前公表が相当である旨の決議があったときは、執行役員会の議決を経て、第1項に定める事項を公表するものとする。

（本条追加、平29・3・14臨時）

（不服申立て）

第51条の3 第51条第3項により、第49条第1項に該当する事実がない旨の通知を受けた処分の請求人は、当該決定について会長に不服を申立てることができる。

2 前項の規定による不服申立ては、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。（改正、平28・5・27定期）

3 不服申立ての書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における前項に規定する不服申立期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。（本項追加、平28・5・27定期）

4 会長は、第1項の不服申立てがあったときは、不服審議委員会に対し、当該事案の調査を請求しなければならない。（旧第3項繰下、平28・5・27定期）

5 不服審議委員会は、前項の請求があったときは、第49条第1項に該当する事実の有無について調査を実施し、調査結果を会長に対して速やかに書面により報告しなければならない。（旧第4項繰下、平28・5・27定期）

6 第51条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による不服審議委員会の報告を処分の請求人に対して書面により通知する場合について準用する。（旧第5項繰下、改正、平28・5・27定期、平29・3・14臨時）

（本条追加、平17・12・21臨時、旧第51条の2繰下、平29・3・14臨時）

(審査委員会への送致)

- 第52条** 会長は、第51条第3項又は前条第5項において第49条第1項に該当する事実があるとの決定をしたときは、執行役員会の議決を経て、審査委員会へ送致し、当該事案についての審査及び決議を求めなければならない。(改正、平17・3・23臨時、同17・12・21臨時)
- 2 審査委員会は、前項の事案の送致を受けたときは、当該事案について第49条第1項に該当するか否かを審査し、同項の規定による処分について決議する。
- 3 審査委員会は、前項の決議を行ったときは、速やかに会長に決議の内容を報告しなければならない。
- 4 第2項の決議が確定した場合において、当該決議が会員の処分を求めるものであるときは、審査委員会は速やかにその処分の理由の概要を作成して、会長に提出するものとする。(本項追加、平27・1・21臨時、改正、平27・3・18臨時)

(処分の執行及び公告)

- 第53条** 会長は、前条第2項に規定する審査委員会の決議が確定した場合において、当該決議が会員の処分を求めるものであるときは、速やかに(第49条第2項第4号に定める処分については、経済産業大臣の認可を受けた後速やかに)当該処分を執行する。第49条第6項に規定する場合において、退会処分をするときも、同様とする。(改正、平27・1・21臨時、同27・3・18臨時)
- 2 会長は、第49条第2項の処分を執行したときは、会報のほか、別に定める日本弁理士会ホームページ及び別に定める媒体があるときはその媒体に、次に掲げる事項を公表する。(改正、平26・3・19臨時、同27・1・21臨時、同27・3・18臨時)
- (1) 会員の氏名(特許業務法人にあってはその名称)(本号追加、平27・1・21臨時)
- (2) 登録番号(特許業務法人にあってはその届出番号)(本号追加、平27・1・21臨時)
- (3) 第49条第2項各号に規定する処分の方法(本号追加、平27・1・21臨時)
- (4) 前条第4項の規定により作成された処分の理由の概要(第49条第6項に規定する場合において、退会処分をするときにあっては、会費滞納である旨)(本号追加、平27・1・21臨時、改正、平27・3・18臨時)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会令で定める事項(本号追加、平27・1・21臨時)
- 3 会長は、前項第4号の処分の理由の概要を公表することにより、当該処分に係る事案の関係者に著しい不利益を及ぼすおそれがあると認めるときは、審査委員会に対して当該処分の理由の概要の変更を求めることができる。(本項追加、平27・1・21臨時)

(登録抹消の制限)

第54条 本会は、第51条第1項の綱紀委員会に対する調査の請求を行ったときは、処分の手続が終了するまでは、当該弁理士の登録を抹消することができない。

(継続研修義務不履行者に対する処分の特例)

第54条の2 第49条の規定にかかわらず、会長は、弁理士が第57条第2項若しくは第3項、第57条の2又は第57条の2の2に違反したとき（以下「継続研修義務不履行」という。）は、当該弁理士を処分することができる。この場合において、第53条の規定は適用しない。

2 処分の方法は、次の3種とする。

(1) 戒告

(2) この会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止

(3) 経済産業大臣に対する懲戒の請求

3 前項第1号又は第2号の規定による処分は、会長が継続研修履修状況管理委員会の調査を経てこれを行う。

4 会長は、前項の調査の報告を受けたときは、当該事案について第1項に該当するか否かを審査し、同項の規定による処分について決定する。この場合において、当該決定が処分を行うものである場合には速やかに処分を執行し、処分を行わないものである場合にはその旨を当該弁理士に通知する。

5 第2項第2号に規定する処分は、同項第1号の処分を受けた弁理士が、第57条の2第1項に定める履修義務を履行しなかった場合に限り、これを行う。

6 会長は、第2項第2号の処分を受けた弁理士が、第57条の2第1項に定める履修義務を履行しなかった場合は、継続研修履修状況管理委員会の調査を経て、執行役員会の議決により、審査委員会に送致することができる。

7 審査委員会は、前項の事案の送致を受けたときは、当該事案について第1項に該当するか否かを審査し、第2項各号に掲げる処分について決議する。

8 第49条第3項、第52条第3項及び第53条第1項の規定は、前項の場合に準用する。

9 会長は、第2項の処分を執行したときは、会報のほか、別に定める日本弁理士会ホームページ及び別に定める媒体があるときはその媒体に、次に掲げる事項を公表する。

(1) 氏名

(2) 登録番号

(3) 第2項各号に規定する処分の方法

(4) 処分の理由が継続研修義務不履行である旨

(5) 前各号に掲げるもののほか、会令で定める事項

10 会長は、第6項の規定により審査委員会へ送致された弁理士が、第2項各号のいずれかの処分を受けた場合において、第57条の2第1項に定める履修義務を履行しなかったときは、第51条第1項に規定する処分の手続を行うこととする。(本条追加、平27・5・29 定期)

(会員の処分等の細目) (見出し改正、平27・5・29 定期)

第55条 審査委員会、綱紀委員会、不服審議委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の組織、職務、審査手続、処分の公表、処分前公表その他会員の処分に関し必要な事項は、会令で定める。(改正、平17・12・21 臨時、同23・12・9 臨時、同27・1・21 臨時、同29・3・14 臨時)

2 この会則に定めるもののほか、継続研修の未履修者の履修状況の管理、受講勧告、その他継続研修義務不履行に関し必要な事項は、会令で定める。(本項追加、平27・5・29 定期)

第5章 研 修

(研修の奨励)

第56条 弁理士は、弁理士倫理を保持し、業務に関する法令、専門技術及び実務に精通するよう常に研修に努めなければならない。

(継続研修)

第57条 弁理士が弁理士としての使命及び職責を全うし弁理士業務の質的向上を図るため、本会は、弁理士法施行規則(平成12年省令第411号。以下「施行規則」という。)第25条に定める継続研修として弁理士を対象に次に掲げる研修を行う。

(1) 倫理研修

(2) 工業所有権法令、知的財産施策等に係る業務研修

(3) 工業所有権に係る手続、周辺業務関連に係る業務研修 (前号に関するものを除く。)

(4) その他、弁理士としての業務を遂行するうえで必要とされる資質向上を図る業務研修

2 弁理士は、前項の研修を受講し、施行規則第25条で定める研修期間内に次に掲げる70単位以上の必要単位数を履修しなければならない。(改正、平20・5・23 定期)

(1) 前項第1号に規定する倫理研修は10単位とし、必修とする。(本号追加、平20・5・23 定期)

(2) 前項第2号から4号までに規定する業務研修は60単位以上とし、会長は前項第2号に規定

する業務研修のうちから、必修科目を指定する。(本号追加、平 20・5・23 定期)

3 弁理士は、前項各号に定める必要単位数を既に満たしているか否かにかかわらず、前項第 2 号により会長が指定する必修科目については、内規で定める期間内に履修しなければならない。(改正 [旧第 3 項削除、旧第 4 項繰上]、平 20・5・23 定期)

4 本会は、内規で定める継続研修履修結果を弁理士及び特許業務法人に通知するものとする。(旧第 5 項繰上、平 20・5・23 定期)

5 前 4 項のほか研修の実施に必要な事項は、会令で定める。(改正 [旧第 6 項繰上]、平 20・5・23 定期) (本条追加、平 20・3・19 臨時)

(継続研修義務不履行者の履修期限) (見出し改正、平 26・3・19 臨時)

第 5 7 条の 2 弁理士は、継続研修義務不履行により処分を受けたか否かにかかわらず、当該処分の執行日又は処分不問の通知を受けた日から 6 月以内に、当該処分手続に係る不足単位数又は未履修の必修科目の履修をしなければならない。(改正、平 20・5・23 定期、同 26・3・19 臨時、同 27・5・29 定期)

2 会長は、前項の期間内に履修を完了しない弁理士について、第 5 7 条第 2 項、同条第 3 項又は第 5 7 条の 2 の 2 に違反した者と同様に取り扱うものとする。(改正、平 26・3・19 臨時)

(本条追加、平 20・3・19 臨時、改正、同 20・5・23 定期、同 23・12・9 臨時、同 26・3・19 臨時)

(登録抹消時までに履修義務を履行していない再登録者の履修義務)

第 5 7 条の 2 の 2 弁理士の登録を抹消された者が再び弁理士の登録を受けた場合において、当該抹消時までに会令で定める履修義務を履行していないときは、会令で定める期間内にその履修義務を履行しなければならない。(本条追加、平 26・3・19 臨時)

(意見の聴取) (見出し改正、平 20・3・19 臨時)

第 5 8 条 本会は、第 5 7 条第 1 項第 1 号の倫理研修の実施にあたっては、外部意見聴取会の意見を聴かななければならない。(旧第 2 項繰上、改正、平 20・3・19 臨時)

(継続研修の受講歴の公表) (見出し改正、平 20・3・19 臨時)

第 5 9 条 本会は、弁理士の研修受講歴を公表する。(改正、平 20・3・19 臨時)

(研修の細目)

第60条 研修に関し必要な事項は、会令で定める。(改正、平20・3・19臨時)

弁理士記章および略章規則 (会令第10号)

第2条 会員は、弁理士の業務を行う場合には、記章を着用しなければならない。ただし、その記章は略章に代えることができる。(改正、昭62・3・27臨時、平12・12・7臨時、同30・3・14臨時)

研修所規則 (会令第25号)

(設置及び目的)

第1条 日本弁理士会(以下「本会」という。)は、その附属機関として研修所を置く。

2 研修所は、弁理士及び弁理士となる資格を有する者その他本会会長(以下「会長」という。)が適当と認めた者を対象として弁理士業務に従事するのに必要な研修を行うことを目的とする。

(改正、平12・12・7臨時、同15・12・19臨時)

(組織)

第2条 研修所に所長1名、副所長及び運営委員若干名を置く。(改正、平12・12・7臨時、同15・12・19臨時)

(職務)

第3条 所長は、研修所を代表し、所務を総理する。(改正、平12・12・7臨時)

2 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 運営委員は、所長及び副所長とともに研修所の運営にあたる。(改正、平12・12・7臨時)

(選任)

第4条 所長、副所長及び運営委員(以下「運営委員等」という。)は、弁理士のうちから、会長が4月1日に選任する。(改正、平20・3・19臨時、同24・12・6臨時)

2 所長が欠けたとき、会長は直ちにこれを補充する。

3 会長は第1項とは別に、副所長及び運営委員を選任することができる。

4 会長は、運営委員等の選任について、通算回数制限を設けることができる。通算回数は、内規で定める。(本項追加、平24・12・6臨時)

5 前項の通算回数は、連続して6年以上選任がなかった場合には、0回とみなす。(本項追加、

平 24・12・6 臨時)

- 6 会長は、所長を務めた翌年度への引継ぎ、その他、必要があると認めるときは、第4項の通算回数の制限を超えて、運営委員等を選任することができる。(本項追加、平 24・12・6 臨時)
- (改正、平 12・12・7 臨時、同 15・12・19 臨時、同 24・12・6)

(任 期)

第5条 前条第1項の規定により選任された者の任期は選任の日より2年とする。

- 2 前条第2項の規定により補充された者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 前条第3項の規定により選任された者の任期は2年未満とし、選任時に会長が指定する。
- (改正、平 15・12・19 臨時)

(研修計画)

第6条 所長は、継続研修、その他研修計画(以下「研修計画」という。)を作成して会長に報告し、承認を受けなければならない。(改正、平 12・12・7 臨時、同 15・12・19 臨時、同 20・3・19 臨時)

- 2 所長は、研修計画を変更したときは、その都度会長の承認を受けなければならない。(本項追加、平 20・3・19 臨時)

(研修報告)

第7条 所長は、研修の実施状況を年度毎に、会長に報告するものとする。(改正、平 15・12・19 臨時、同 20・3・19 臨時)

(内規への委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、研修所に関し必要な事項は内規で定める。(改正、平 12・12・7 臨時、同 15・12・19 臨時、同 20・3・19 臨時)

弁理士登録等関係規則 (会令第34号)

(従たる事務所)

第4条 本会は、前条第1項第1号の規定により登録申請者が主たる事務所として届け出た事務所又は同第2項の規定により登録申請者の主たる事務所とみなされた事務所を除く事務所を、当該登録申請者の従たる事務所とみなす。

特許業務法人規則 (会令第35号)

(総 則)

第1条 特許業務法人に関する届出事務等については、日本弁理士会会則（以下、「会則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(特許業務法人届出簿に記載すべき事項)

第2条 会則第26条の特許業務法人届出簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 社員の氏名（登録番号を含む。以下、本規則において同じ。）及び代表社員の定めがあるときは、当該代表社員の氏名
- (4) 成立の年月日
- (5) 届出の年月日
- (6) 届出番号
- (7) 従たる事務所があるときは、その名称及び所在地
- (8) 使用人である弁理士があるときは、当該弁理士の氏名
- (9) 懲戒の記録

(社員の資格証明)

第3条 本会は、特許業務法人を設立しようとする弁理士の申請により、社員になろうとする者が弁理士法（平成12年法律第49号 以下、「法」という。）第39条の社員の資格を有するか否かの確認を行い、社員の資格を有すると認めるときは、社員の資格証明書を発行するものとする。

2 前項の社員の資格証明書は、内規でその様式を定める。

(届出書記載事項)

第4条 会則第27条第1項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 社員の氏名及び代表社員の定めがあるときは、当該代表社員の氏名
- (4) 成立の年月日
- (5) 届出の年月日

(6) 従たる事務所があるときは、その名称及び所在地

(7) 使用人である弁理士があるときは、当該弁理士の氏名

2 前項の届出書は、内規でその様式を定める。

(特許業務法人届出簿に記載の公示)

第5条 本会は、特許業務法人を特許業務法人届出簿に記載したとき、特許業務法人届出簿の記載に変更があったとき又は特許業務法人届出簿の記載を抹消したときは、その旨と特許業務法人の名称、社員の氏名及び事務所の所在地並びに変更事項を、会報又は会令第33号第2条に定める
本会フォーラムに掲載する。(改正、平24・12・6 臨時)

(特許業務法人届出簿の保存)

第6条 特許業務法人届出簿、届出書、定款及び登記事項証明書は、永久保存する。(改正、平25・12・20 臨時)

(特許業務法人届出簿の調製)

第7条 特許業務法人届出簿は、帳簿をもって調製する。

2 特許業務法人届出簿は、前項の調製と併せて又は前項の調製に代えて、磁気ディスク又は光ディスクをもって調製することができる。

3 前項の磁気ディスク又は光ディスクをもって行う特許業務法人届出簿の調製の方法は、電子計算機に備えられたファイルをもって行う。

(書類等の送達)

第8条 本会は、会則第9条の規定による特許業務法人に対する通知、催告及び書類その他の物件の送達をする場合において、特許業務法人に代表社員の定めがあり当該代表社員が単数であるときは、当該代表社員にあてて発送することにより行い、当該代表社員が複数であるときはそのうちの何れか一人にあてて発送することにより行う。又、特許業務法人に代表社員の定めがないときは、社員のうちの何れか一人にあてて発送することにより行う。

(登記事項などの変更届出)

第9条 会則第28条の規定による届出は、次に掲げる事項とする。

(1) 従たる事務所を設立し、又は廃止したとき

- (2) 定款を変更したとき
- (3) 事務所を移転したとき（従たる事務所を移転したときを含む）
- (4) 合併したとき
- (5) その他登記内容を変更したとき
- (6) 使用人である弁理士に変更があったとき

2 前項の届出書は、内規でその様式を定める。

(懲戒の記載)

第10条 本会は、経済産業大臣から法第54条の処分した旨の通知を受けたときは、特許業務法人届出簿に懲戒の記載を行う。

弁理士倫理（会令第36号）

制 定（平成12年12月7日第1回臨時総会決議、同13年1月6日から施行、同年2月2日公示）
改 正（平成25年3月19日第2回臨時総会決議、即日施行、同年5月15日公示）
（平成29年3月14日第2回臨時総会決議、同年10月1日から施行、同年4月17日公示）
（令和2年3月13日第2回臨時総会決議、令和3年4月1日施行、令和2年5月15日公示）

第1章 総 則

第1条 日本弁理士会会則第44条の規定に基づき、会員の遵守すべき紀律に関する事項は、会則に定めるもののほか、この会令の定めるところによる。

第2章 業務上の倫理

第2条 会員は、直接であると間接であるとを問わず、事件の依頼を受ける目的をもって弁理士として品位を失墜するような行為又はこれに準ずる行為をしてはならない。

第3条 会員は、法令等に定めるほか独立の立場について疑問をもたれるような利害関係を有する場合には、当該利害関係を有する企業等から事件の依頼を受任してはならない。ただし、当事者の合意がある場合はこの限りでない。

第3条の2 複数の弁理士が事務所を共にする場合（以下この事務所を「共同事務所」という。）において、共同事務所に所属する弁理士（以下「所属弁理士」という。）は、他の所属弁理士（所属弁理士であった場合を含む。）が弁理士法（平成12年法律第49号。以下「法」という。）第

31条又は第48条第2項若しくは第3項の規定により業務を行い得ない事件については、業務を行ってはならない。ただし、業務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りでない。(本条追加、令2・3・13臨時)

2 前項の共同事務所に、当該共同事務所と異なる事務所（主たる事務所又は従たる事務所を問わず。）に所属する弁理士がいるときは、当該異なる事務所を含め共同事務所とみなし、前項の規定を適用する。この場合において、共同事務所とみなされた事務所とさらに異なる事務所（主たる事務所又は従たる事務所を問わず。）に所属する弁理士がいるときは、当該さらに異なる事務所も含め共同事務所とみなし、順次同様とする。

第4条 会員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

第4条の2 所属弁理士は、他の所属弁理士の依頼者について執務上知り得た秘密を正当な理由なく他に洩らし、又は利用してはならない。その共同事務所（第3条の2第2項でみなされる場合を含む。）の所属弁理士でなくなった後も、同様とする。(本条追加、令2・3・13臨時)

第5条 会員は、自己の名義を他人に利用させてはならない。

第6条 会員は、その使用人に対し業務上適切な指導監督を行い、この弁理士倫理を定めた会令を遵守させなければならない。

第7条 特許業務法人の社員が特許業務法人を脱退するに当たっては、業務に支障を来さないよう、十分配慮しなければならない。

第8条 会員は、弁理士の品位を損なうおそれのある業務に携わってはならない。

2 会員は、法若しくは法に基づく命令に違反し、又は違反するおそれがある者の便宜を図ってはならない。(改正、令2・3・13)

3 会員は、法若しくは法に基づく命令に違反し、又は違反するおそれがある者から事件の紹介若しくは事件の委嘱を受け、又は事件を取得するためそれらの者を利用してはならない。

4 会員は、不当に事件を醸成し、その他これに類することをしてはならない。

第9条 会員は、事件の受任に際し、報酬について依頼人に説明し、合意を得なければならない。

第9条の2 会員は、事件の受任に際し、依頼者と十分な意思の疎通を図り、事件の内容及び依頼の目的を的確に把握し、受任した事件の処理について必要な説明及び助言を行わなければならない。(本条追加、平25・3・19臨時)

第9条の3 会員は、その職務に関して依頼者から又は依頼者のために金員を預かったときは、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管し、その状況を記録しなければならない。(本条追加、平29・3・14臨時)

第9条の4 会員は、預り金を預かり保管した目的以外に使用してはならない。(本条追加、平29・3・14臨時)

第9条の5 会員は、受任した事件の処理が終了したときは、委任契約に従い、金銭を清算した上、預り金を遅滞なく返還しなければならない。(本条追加、平29・3・14臨時)

第3章 会員間の紀律

第10条 会員は、互いに職業専門家としての信義を重んじて行動し、いたずらに他の会員を誹謗し、名誉を傷つけてはならない。

第11条 会員は、直接であると間接であるとを問わず、他の会員の業務を不当な方法により侵害してはならない。

2 会員は、事件の依頼を受けるに際し、前任者がある場合においては、必要と認められる事項について相互に十分な引継ぎを行わなければならない。

附 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成25年3月19日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

外部意見聴取会規則 (会令第42号)

(目 的)

第1条 この会令は、日本弁理士会会則（以下「会則」という。）第73条第2項の規定に基づき、外部意見聴取会（以下「聴取会」という。）に関し必要な事項を定める。（改正、平13・12・21臨時）

(構成及び委員の委嘱)

第2条 聴取会は、日本弁理士会（以下「本会」という。）の弁理士以外の者から選んだ委員5人以内をもって構成する。（改正、平13・12・21臨時、同17・12・21臨時）

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員は執行役員会の選出に基づき会長が委嘱し、直近の総会の承認を受けなければならない。（改正、平17・3・23臨時、同17・12・21臨時）

4 聴取会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選により定める。

(外部意見聴取会の招集)

第3条 会長は、聴取会を招集し、本会の運営に関して委員の意見を求めるものとする。

2 会長及び副会長は、聴取会に出席して、本会の会務の状況、資産及び会計の状況の概要を委員に説明しなければならない。

(聴取会の活動)

第4条 聴取会の委員は、前条の説明に対して、質問し、又は意見を述べることができる。

2 委員長は、聴取会の委員の意見が本会の会務のあり方について有用であると認めるときは、それらを取りまとめた意見書を、会長に提出する。

(秘密を守る義務)

第5条 聴取会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は盗用してはならない。その職務を離れた後も同様とする。(本条追加、平13・12・21臨時)

(聴取会の事務)

第6条 聴取会の事務は、本会の事務局が行う。(改正、平13・12・21臨時)

(内規への委任)

第7条 この会令に定めるもののほか、委員の報酬その他聴取会の運営に関して必要な事項は、内規で定める。(改正、平13・12・21臨時)

役員選挙規則 (会令第51号)

(選挙の倫理)

第2条 選挙は、弁理士としての倫理を尊重し、弁理士の品位を保持して、この規則を誠実に遵守し、厳正に施行されなければならない。

会員の広告等に関する規則 (会令第62号)

制 定 (平成14年12月18日第1回臨時総会決議、即日施行、同15年1月31日公示)

改 正 (平成27年3月18日第2回臨時総会決議、同年4月1日から施行、同年4月15日公示)

(目 的)

第1条 この規則は、「日本弁理士会会則 (会則第17号)」(以下「会則」という。)第42条で禁止される会員の広告、宣伝又は勧誘 (以下「広告等」という。)に関する基準等について定めることを目的とする。(改正、平27・3・18臨時)

(基本原則)

第2条 会員が、自己又は自己の業務について広告等を行うことは、原則自由とする。ただし、法令並びに会則及び会令を遵守しなければならない。(改正、平27・3・18臨時)

(定 義)

第3条 この規則における広告とは、会員が自己又は自己の業務を他人に知らせるために行う情報の伝達及び表示行為であって、顧客又は依頼者となるように誘引することを主たる目的とするものをいう。

(禁止される広告)

第4条 会員は、次の広告等を行うことができない。

- (1) 事実に合致していない広告等
- (2) 誤導又は誤認のおそれのある広告等
- (3) 誇大又は過度な期待を抱かせる広告等
- (4) 法令又は会則若しくは会令に違反する広告等
- (5) 弁理士の信用又は品位を害するおそれのある広告等

(改正、平 27・3・18 臨時)

(広告等において表示又は使用できない事項)

第4条の2 会員は、次の事項を表示し又は使用した広告等を行うことができない。

- (1) 他の特定の会員との比較
- (2) 登録率又は勝訴率の表示（誤導又は誤認を生じるおそれがなく、誇大又は過度な期待を抱かせるものでないことが明らかな場合を除く。）
- (3) 顧客又は依頼者の表示（これらからの書面による同意がある場合を除く。）
- (4) 受任中又は過去に関与したことがある事件の表示（顧客又は依頼者からの書面による同意がある場合及び広く一般に知られている事件又は依頼者が特定されない場合であって、依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。）（本条追加、平 27・3・18 臨時）

(第三者の抵触行為に対する協力禁止)

第5条 会員は、第三者が弁理士の業務に関して行う情報の伝達又は表示行為でこの規則に抵触するものに対し、金銭その他の利益を供与し、又は協力してはならない。

(広告等をした会員の表示)（見出し改正、平 27・3・18 臨時）

第6条 弁理士は、広告等を行う場合はその媒体（以下「広告物」という。）にその氏名を表示しなければならない。

2 弁理士が共同して広告物を用いた広告等をするときは、少なくとも代表する者1名の氏名をそ

の広告物に表示しなければならない。

- 3 特許業務法人が広告物を用いた広告等をするときは、法人の名称及び少なくとも代表する者1名の氏名をその広告物に表示しなければならない。(改正、平27・3・18臨時)

(広告等であることの表示) (見出し改正、平27・3・18臨時)

第7条 会員が、郵便その他の方法により面識のない者に対し配布する広告物については、封筒の外側又は広告物の表側若しくは最初の部分に、広告等であることを表示するものとする。(改正、平27・3・18臨時)

(違反行為の排除等)

第8条 日本弁理士会(以下「本会」という。)は、会員に対し、必要があると認めるときは、広告物又はその複製、写真等の当該広告物に代わる記録及び広告等をした日時、場所、送付先等の広告等の方法に関する記録の提出を求め、その他広告等に関する調査を行うことができる。(改正、平27・3・18臨時)

- 2 会員は、前項の調査に協力しなければならない。

- 3 広告等が第4条第1号(事実に合致していない広告等)に該当する疑いがあるときは、本会は、広告等をした会員に対して、広告等の内容が事実であることを証明するよう求めることができる。(改正、平27・3・18臨時)

- 4 広告等をした会員が前項の証明をできなかったときは、本会は、当該広告等が第4条第1号の規定に該当するものとみなすことができる。(改正、平27・3・18臨時)

- 5 本会は、この規則に違反した会員に対し、違反行為の中止、排除若しくはその他の必要な事項を命じ、又は再発防止のための必要な措置をとらなければならない。この場合、本会は、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- 6 本会は、当該会員が前項の命令その他の措置に従わない場合、又は当該行為の中止若しくは排除が困難な場合において、当該行為による被害発生防止のため特に必要があるときは、本会が前項の命令その他の措置を行った事実及び理由の要旨を公表することができる。(改正、平27・3・18臨時)

附 則

この会令は、平成14年12月18日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

弁理士の報酬に関する規則（会令第80号）

制 定（平成19年3月28日第2回臨時総会決議、同年6月1日から施行、同年4月27日公示）

改 正（平成21年11月26日第1回臨時総会決議、同年12月1日から施行、同年12月24日公示）

（目 的）

第1条 この規則は、日本弁理士会会則第41条の2に規定する弁理士の報酬の紀律に関し必要な事項を定める。

（弁理士の報酬）

第2条 会員は、弁理士の報酬を、事案の難易、時間及び労力その他の事情を算定根拠として考慮し、合理的に算定しなければならない。

（報酬基準の作成・備え置き）

第3条 会員は、弁理士の報酬に関する基準を作成し、事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する基準には、報酬の種類、金額、算定方法、その他弁理士の報酬を算定するために必要な事項を明示するものとする。

3 前項に規定する事項には、支払時期を含めることができる。

（報酬等の明示）

第4条 会員は、事件を受任するに際し、依頼者に対し弁理士の報酬及びその他の費用について、明示しなければならない。（本条追加、平21・11・26 臨時）

（報酬の説明・見積り）

第5条 会員は、事件を受任するに際し、受任する業務の範囲、弁理士の報酬及びその他の費用について必要な説明をし、依頼者の理解を得るよう努めなければならない。

2 会員は、前項の説明をするに際し、依頼者の求めに対し、業務の内容に応じた報酬の見積もりを作成し、交付するよう努めなければならない。（旧第4条繰下、平21・11・26 臨時）

（情報の開示）

第6条 会員は、弁理士の報酬に関する自己の情報を可能な範囲で開示するよう努めなければならない

ない。(旧第5条繰下、平21・11・26臨時)

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成21年12月1日から施行する。

継続研修履修状況管理規則 (会令第89号)

第1章 総則

(目 的)

第1条 この規則は、「日本弁理士会会則(会則第17号)」(以下「会則」という。)第55条、第57条及び第60条の規定に基づき、継続研修履修状況管理委員会に関して必要な事項及び継続研修の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。(改正、平27・5・29 定期)

第2章 継続研修履修状況管理委員会

(組 織)

第2条 継続研修履修状況管理委員会(以下「委員会」という。)は、弁理士である会員から選任した委員30人以内をもって組織する。

2 委員のうち1人を委員長とするとともに、若干名を副委員長とし、委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ定めた順による副委員長がその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員の選任及び任期)

第3条 日本弁理士会(以下「本会」という。)の会長(以下「会長」という。)は、弁理士のうちから常議員会の決議を経て、毎年3月に委員を選任する。(改正、平28・5・27 定期)

2 委員の任期は選任された年の4月1日から1年とする。

3 委員に欠員を生じたときは、常議員会の決議を経て、会長が補充することができる。

4 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の任期が満了するときに調査継続中の事案がある場合には、その事案の調査が終了するまで、任期を延長する。

(議 事)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長を務める。ただし、毎年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる期間をいう。）最初の委員会は会長が招集する。

2 委員会は、総委員数の3分の1以上の委員の出席がなければ開会することができない。この場合、除斥され若しくは忌避され又は回避した委員は、総委員数に算入しない。

3 委員会の会議は、非公開とする。

(職 務)

第5条 委員会は、継続研修の未履修者に関して、次の各号に掲げる職務を行う。（改正、平26・3・19臨時）

(1) 受講勧告及び処分予定通知の送付に関すること。

(2) 説明書及び弁明書の確認及び精査に関すること。

(3) 継続研修義務不履行者の報告に関すること。

(4) 会則第54条の2第1項に該当する事実の調査に関すること。（改正、平27・5・29定期）

(5) 研修期間の終了後における履修状況の管理及び履修の督促に関すること。（改正、平26・3・19臨時）

(6) 執行役員会において委員会の職務として決議された事項

2 委員長は、会員の研修履修状況について、会長に必要な資料の提供を求めることができる。（改正、平26・3・19臨時）

3 会長は、第1項各号に定める事務を委員会に委任することができる。

(会議の出席)

第6条 委員長は、研修所の所長又は所長から指名された副所長若しくは運営委員に対して、会議への出席を求めることができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員及び本会の職員は、正当な理由がなければ、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第3章 履修管理（見出し改正、平26・3・19臨時）

（受講勧告）

第8条 会長は、弁理士法施行規則（平成12年省令第411号。以下「施行規則」という。）第25条及び会則第57条第2項に定める研修期間（以下「研修期間」という。）の終了後速やかに、必要単位数を履修していない弁理士に対して、不足する単位数を履修するよう勧告しなければならない。（改正、平26・3・19臨時）

2 会長は、会則第57条第3項及び継続研修実施細則（内規第94号。以下「継続研修実施細則」という。）第9条に定める期間（以下「必修研修期間」という。）の終了後速やかに、会則第57条第2項第2号に定める必修科目（以下「必修科目」という。）を履修していることが確認できない弁理士に対して、当該必修科目を履修するよう勧告しなければならない。（改正、平26・3・19臨時）

3 会長は、会則第57条の2の2に定める期間の終了後速やかに、必要単位数又は必修科目を履修していない弁理士に対して、必要単位数又は必修科目を履修するよう勧告しなければならない。（本項追加、平26・3・19臨時）

4 前3項の勧告を受けた弁理士は、その勧告を受けた日から2月以内に、必要単位数又は必修科目の履修をしなければならない。（本項追加、平26・3・19臨時）

5 会長は、第1項及び第2項に規定する勧告を併せてすることができる。（旧第3項繰下、改正、平26・3・19臨時）

6 第1項ないし第3項に規定する勧告は、施行規則第26条第1項各号又は同第27条第1項の規定により免除又は軽減が承認されている弁理士には、当該免除又は軽減が承認されている期間はこれを保留する。ただし、継続研修に関する規則（会令第84号）第10条各号に掲げる者を除く。（旧第4項繰下、改正、平26・3・19臨時）

7 第1項ないし第3項に規定する勧告は、配達証明郵便をもって行う。（旧第5項繰下、改正、平26・3・19臨時）

8 第1項ないし第3項に規定する勧告を受けた弁理士は、勧告を受けた日から1月以内に、会長に勧告に対する説明書を提出することができる。（旧第6項繰下、改正、平26・3・19臨時）

9 会長は、第6項により第1項ないし第3項に規定する勧告を保留したときは、その旨及び保留期間を当該弁理士に書面により通知する。（本項追加、平26・3・19臨時）

（処分予定通知）

第9条 会長は、前条第1項ないし第3項に規定する受講勧告を受けた弁理士が、勧告を受けた日から2月を経過した後に、必要単位数を履修していることが確認できない場合、又は前条第2項

及び同条第3項に規定する受講勧告を受けた弁理士が、勧告を受けた日から2月を経過した後に、必修科目を履修していることが確認できない場合には、当該弁理士に対して処分予定通知を行う。

(改正、平25・12・20臨時、同26・3・19臨時)

- 2 前項に規定する通知は、併せてすることができる。
- 3 第1項に規定する通知は、施行規則第26条第1項各号又は同第27条第1項の規定により免除又は軽減が承認されている弁理士には、当該免除又は軽減が承認されている期間はこれを保留する。ただし、継続研修に関する規則（会令第84号）第10条各号に掲げる者を除く。（本項追加、平25・12・20臨時、改正、平26・3・19臨時）
- 4 会長は、前項の弁理士が前項に規定する期間の終了後に、前項の規定により行われなかった通知の理由となった必要単位数を満たしていることが確認できない場合、又は前項の規定により行われなかった通知の理由となった必修科目を履修していることが確認できない場合には、当該弁理士に対して前条第1項ないし第3項に規定する勧告を行う。この勧告を行ったときは、当該通知の前提となった先の前条第1項ないし第3項に規定する勧告はなかったものとみなす。（本項追加、平25・12・20臨時、改正、平26・3・19臨時）
- 5 第1項に規定する通知は、配達証明郵便をもって行う。（旧第3項繰下、平25・12・20臨時）
- 6 第1項の通知を受けた弁理士は、通知を受けた日から1月以内に会長に弁明書を提出することができる。（旧第4項繰下、平25・12・20臨時）
- 7 会長は、第3項により第1項に規定する通知を保留したときは、その旨及び保留期間を当該弁理士に書面により通知する。（本項追加、平26・3・19臨時）

(継続研修義務不履行者の報告)

第10条 委員長は、弁理士が次の各号に該当するときは、会則第57条第2項若しくは第3項又は第57条の2の2に違反した者（以下「継続研修義務不履行者」という。）として、会長へ報告する。（改正、平26・3・19臨時、同27・5・29定期）

(1) 前条第6項の弁明書を提出せず、かつ、同項に定める期間内に必要単位数又は必修科目を履修していることが確認できないとき。（改正、平25・12・20臨時）

(2) 前条第6項の弁明書を提出した場合であっても、前条第1項の処分予定通知の到達から2月以内に必要単位数又は必修科目を履修していることが確認できないとき。（改正、平25・12・20臨時）

2 委員長は、弁理士が、会則第57条の2に定める履修義務を完了しないときは、前項と同様に継続研修義務不履行者として、会長へ報告する。（改正、平27・5・29定期）

(履修の催告)

第10条の2 会長は、会則第57条の2に定める履修義務を負う弁理士に対して、必要単位数又は必修科目の履修を催告することができる。(本条追加、平26・3・19臨時)

(調査の請求)

第11条 会長は、第10条第1項又は第2項の報告を受けたときは、委員会に調査を請求しなければならない。ただし、会則第51条第1項の規定により綱紀委員会に調査を請求する場合はこの限りでない。(改正、平26・3・19臨時、同27・5・29定期)

2 会長は、前項の規定にかかわらず、施行規則第26条第1項各号又は同第27条第1項の規定により免除又は軽減が承認されている弁理士については、当該免除又は軽減が承認されている期間は、調査の請求を保留する。ただし、継続研修に関する規則(会令第84号)第10条各号に掲げる者を除く。(本項追加、平26・3・19臨時)

3 会長は、前項の弁理士が前項に規定する期間の終了後に、前項の規定により行われなかった調査の請求の理由となった必要単位数を満たしていることが確認できない場合、又は前項の規定により行われなかった調査の請求の理由となった必修科目を履修していることが確認できない場合には、当該弁理士(会則第57条の2に定める履修義務を負う弁理士を除く。)に対して第8条第1項ないし第3項に規定する勧告を行う。この勧告を行ったときは、当該通知の前提となった先の第8条第1項ないし第3項に規定する勧告及び第9条第1項の通知はなかったものとみなす。(本項追加、平26・3・19臨時)

4 会長は、第2項に規定する期間の終了後に、会則第57条の2に定める履修義務を負う弁理士に対しては、第8条第1項ないし第3項に規定する勧告に代えて、第10条の2の催告を行う。
(本項追加、平26・3・19臨時)

5 会長は、第2項により調査の請求を保留したときは、その旨及び保留期間を当該弁理士に書面により通知する。(本項追加、平26・3・19臨時)

(手続の保留)

第12条 第8条から前条の規定にかかわらず、会長は、受講勧告を受けた弁理士から、施行規則第26条第1項第1号若しくは第4号に該当する事由又はこれらに準ずる事由があるとして、必要単位数又は必修科目の履修ができないとする説明書が提出され、履修できないことについてやむを得ない理由があると認めることができ、かつ、履修できない期間が明確である場合は、当該期間に1年を超えない期間で会長が履修に必要なと認める期間を加算した期間が満了するまで、当

該弁理士に対する手続を保留することができる。(改正、平 26・3・19 臨時)

- 2 前項の規定は、第 9 条第 6 項により提出された弁明書について準用する。(改正、平 28・5・27 定期)
- 3 会長は、前 2 項のほか、弁理士がいずれか一の継続研修において、前 2 項の手続の保留を受けている期間は、当該弁理士に対する他の継続研修における手続を保留することができる。(本項追加、平 26・3・19 臨時)
- 4 会長は、前 3 項により手続を保留したときは、その旨及び保留期間を当該弁理士に書面により通知する。(旧第 3 項繰下、改正、平 26・3・19 臨時)

第 4 章 履修状況の調査 (見出し改正、平 26・3・19 臨時)

(調 査)

第 1 3 条 委員長は、会長から第 1 1 条の規定による調査の請求があったときは、委員の中から担当部長及び担当員を指名し、担当部会を設置して調査する。

- 2 調査の結論は、担当部会の総委員数の過半数をもってこれを定める。
- 3 担当部長は、前項の結論に至ったときは、報告書を作成して委員長に提出する。
- 4 担当部会から報告書の提出を受けたときは、委員長は委員会を開催して報告書について承認の決議を受けなければならない。
- 5 前項の承認の決議は、出席者の過半数をもって決する。
- 6 担当部会は、本条に定める調査及び決議のために必要があると認めるときは、委員長に、会長に対して必要な書類その他物件（当該審議及び決議の対象となった事項に関するものに限る。）の提供を要請するよう求めることができる。

(委員の除斥等)

第 1 4 条 委員は、自己に利害関係のある事案の調査に加わることができない。

- 2 委員が調査の公正を害するおそれがあるときは、継続研修義務不履行者は、会長に対し忌避の申立てをすることができる。
- 3 委員は、調査の公正を疑われるおそれがあると思料するときは、第 1 項の調査を回避することができる。(改正、平 26・3・19 臨時)

(意見聴取)

第 1 5 条 担当部会は、第 1 3 条の調査に当たって、継続研修義務不履行者に口頭又は文書により

意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 前項の場合において、担当部会が相当の期間を定めたときは、当該継続研修義務不履行者は、その期間内に限り意見を述べるができる。(改正、平 26・3・19 臨時)

(決 議)

第16条 委員長は、第13条第5項の承認の決議があったときは、速やかに会長に対し、書面により調査結果を報告する。

(再調査)

第17条 会長は、会則第54条の2第3項の規定に基づく委員会の調査に重大な支障があると認められるときは、委員会に対して再度の調査を求めることができる。(改正、平 26・3・19 臨時、同 27・5・29 定期)

- 2 委員長は、前項の規定に基づき再度調査を求められた場合は、当該事案の担当部会に再度の調査をさせる。(本項追加、同 27・5・29 定期)
- 3 第13条から前条までの規定は、前項の調査に準用する。(旧第2項繰下、同 27・5・29 定期)

(文書の送達)

第17条の2 継続研修義務不履行者に対する通知その他の文書(以下「文書」という。)の送達は、第8条第1項の勧告又は第9条第1項の処分予定通知の場合を除き、送達すべき者に直接に交付し、又は書留郵便によってこれを行う。

- 2 会則第51条第5項の規定は、第8条第1項の勧告、第9条第1項の処分予定通知又は前項に規定する文書が配達又は交付不能として返送された場合について準用する。

(本条追加、平 28・5・27 定期)

(細 則)

第18条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営及び継続研修の実施に関して必要な事項は、内規で定める。

処分前公表に関する規則 (会令第100号)

制 定 (平成29年3月14日第2回臨時総会決議、同年4月1日から施行、同年4月17日公示)

(目 的)

第1条 この規則は、「日本弁理士会会則（会則第17号）」（以下「会則」という。）第55条の規定に基づき、処分前公表に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（組 織）

第2条 処分前公表審議委員会（以下「委員会」という。）は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員のうち1人を委員長とするとともに、若干名を副委員長とし、委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ定めた順による副委員長がその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（職 務）

第3条 委員会は、会則第51条第1項の規定に基づき処分の手続に付された事案について会長から審議の請求があったときは、会則第51条の2に規定する処分前公表をすべきか否かを審議し、決議する。

（委員の選任及び任期）

第4条 会長は、相当の経験のある弁理士の中から常議員会の決議を経て、毎年3月に委員を選任する。

2 委員の任期は1年とし、選任された年の4月1日に始まる。

3 委員が欠けたときは、第1項の規定にかかわらず、常議員会の決議を経て、会長が補充することができる。

4 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の任期が満了するときに事案が審議中の場合は、その審議が終了するまで、任期を延長する。

（議 事）

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長を務める。ただし、毎年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる期間をいう。）最初の委員会は会長が招集する。

2 委員会は、総委員数の3分の2以上の委員の出席がなければ開会することができない。この場合において、除斥され若しくは忌避され又は回避した委員は、総委員数に算入しない。

3 委員会の会議は、非公開とする。

(審議及び決議)

第6条 委員会は、審議の請求を受けた事案が、次の各号のいずれにも該当するものであるか否かを審議する。

(1) 請求事案に関係する会員（以下「関係会員」という。）において、依頼者からの預り金の他の目的への使用又はこれに準ずる行為をして、法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、依頼者に重大な損害を与えていると認めるに足る証拠があること。

(2) 処分前公表をしないことにより当該事案の依頼者以外の者に被害が拡大すると予測されること。

2 決議は、総委員数に算入するすべての者の過半数をもって行わなければならない。

(弁明の機会)

第7条 委員会は、当該事案の審議に当たっては、処分前公表が相当であるとの決議をする前に、関係会員に弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、関係会員が正当な理由なく弁明をしないとき又は弁明をすることが困難と認められるときは、前項の弁明の機会を与えたものとして、当該事案の審議を終了し、決議することができる。

(委員の除斥等)

第8条 委員は、自己に利害関係のある事案の審議及び決議に加わることができない。

2 委員が審議及び決議の公正を害するおそれがあるときは、関係会員は、会長に対し忌避の申立てをすることができる。

3 委員は、審議及び決議の公正を疑われるおそれがあると思料するときは、回避することができる。

(報告)

第9条 委員会は、当該事案について決議したときは、速やかに会長に対し、書面により審議の結果を報告しなければならない。

2 前項の報告には、次の各号に定める事項を記載する。

- (1) 関係会員の氏名（特許業務法人にあつてはその名称。以下この規則において同じ。）
- (2) 関係会員の登録番号（特許業務法人にあつてはその届出番号。以下この規則において同じ。）
- (3) 関係会員の事務所の名称及び所在地
- (4) 処分手続に付された日
- (5) 事案の概要
- (6) 関係会員の弁明の有無並びにその内容及びその概要
- (7) 決議事項及びその理由

(処分前公表の方法及び範囲)

第10条 会長は、前条の規定により、委員会から当該事案について処分前公表が相当であるとの決議の報告を受けたときは、執行役員会の議決を経て、速やかに会報のほか、別に定める日本弁理士会ホームページ及び別に定める媒体があるときはその媒体に、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 関係会員の氏名
- (2) 関係会員の登録番号
- (3) 関係会員の事務所の名称及び所在地
- (4) 処分手続に付された日及び処分手続中であること
- (5) 事案の概要
- (6) 関係会員の弁明の有無及びその概要
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被害拡大防止のために必要と認められる事項

(処分前公表の期間)

第11条 前条の規定に基づく処分前公表の期間は、その公表の日から会則第53条第2項に規定する公表が開始される日までとする。ただし、会長が、会則第52条第1項に規定する審査委員会への送致を行わないとの決定をしたとき、又は審査委員会が関係会員に対して処分しない旨の決議をし、その決議が確定したときは、その確定した日までとする。

(処分しない旨の決定が確定したときの公表)

第12条 第10条の処分前公表をした場合において、会長が会則第52条第1項に規定する審査委員会への送致を行わないとの決定をしたとき、又は審査委員会が関係会員に対して処分しない旨の決議をし、その決議が確定したときは、本会は、次の事項を公表する。ただし、当該関係会員の求める事項に限る。

- (1) 関係会員の氏名
- (2) 関係会員の登録番号
- (3) 関係会員の事務所の名称及び所在地
- (4) 本会が処分しない旨の決定をし、その決定が確定したこと及びその理由の概要
- (5) 前号の決定が確定した日

2 前項に規定する公表は、第10条に規定する媒体に掲載して行う。

(文書の送達)

第13条 関係会員に対する通知その他の文書（以下「文書」という。）の送達は、送達すべき者に直接に交付し、又は書留郵便によって行う。

2 会則第51条第5項の規定は、前項に規定する文書が配達又は交付不能として返送された場合について準用する。この場合において、同項中「処分の請求人」とあるのは、「関係会員」と読み替えるものとする。

(秘密を守る義務)

第14条 委員及び日本弁理士会の職員は、正当な理由がなければ、委員会の審議に関し、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(細 則)

第15条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営並びに第10条及び第12条による公表の実施に関する事項その他必要な事項は、内規で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規則の施行後の最初の委員は、会長がこの規則の施行後の直近の常議員会の決議を経て選任し、委嘱する。
- 3 この規則は、この規則の施行の日以後に処分の手続に付された事案に係る手続に適用する。

弁理士業務に関する苦情相談窓口設置規則（内規第105号）

制 定（平成22年2月3日執行役員会決議、同22年5月28日から施行、同年6月30日公示）

改 正（平成23年4月20日執行役員会決議、同年5月27日から施行、同年6月30日公示）

(目 的)

第1条 この規則は、コンプライアンス委員会規則（会令第85号）（以下「会令」という。）第9条の規定に基づき、会員の業務に関する苦情の相談（以下「苦情相談」という。）に適切に対応するため、苦情相談窓口（以下「本窓口」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(本窓口の業務)

第2条 本窓口は、苦情相談の受付、並びに会令第4条に規定する事実の確認・調査、意見調整及び意見具申（以下「事実確認等」という。）を業務とする。

(代表者及び統括責任者)

第3条 本窓口は、会長が代表する。

2 会長は、本窓口を担当する副会長（以下「担当副会長」という。）を指名して、本窓口の業務を統括させる。

(運営及び管理)

第4条 本窓口の運営及び管理は、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(苦情相談の受付)

第5条 苦情相談は、申立日、相談者の氏名、住所・電話番号等連絡先、苦情の内容及び対象会員の氏名等を明らかにした書面の提出により受け付ける。

2 相談者が、前項に定める事項を記載した書面を提出しない場合は、苦情相談の対応ができない旨を伝えなければならない。

3 担当副会長は、第1項の書面が受け付けられたときは、日本弁理士会会則（以下「会則」という。）第48条の2の規定に基づき、速やかに委員会に回付する。

(担当員による対応)

第6条 前条第3項の規定により委員会に苦情相談が回付されたときは、委員長は、事案毎に事実確認等を担当する弁理士（以下「担当員」という。）を委員の中から指名する。

2 担当員は、相談者から事情を聴取し又は回答若しくは関係資料の提出を求める等して、当該苦情相談に関する事実確認等を行う。担当員は、必要に応じ、対象会員から事情を聴取し又は回答

若しくは関係資料の提出を求めることができる。

- 3 担当員は、事実の確認を行ったときは、相談者に対し会則第50条の処分請求及び同第122条の紛議調停制度について説明しなければならない。
- 4 担当員は、当該苦情相談が会員の業務に関する紛議に当たると認められるときは、その旨を説明し、苦情相談に代えて紛議調停を請求することに関し、相談者の意見を聞かなければならない。
- 5 担当員は、事実の確認及び調査の結果に基づき必要な助言を行うことができる。
- 6 担当員は、苦情相談が相談者の誤解に基づくものであるときは、その誤解を解くように努めるものとする。
- 7 担当員は、苦情相談の対応を行ったときは、その内容を記録し、委員長に報告する。
- 8 委員長は、前項の報告を受けて必要があると認めるときは、苦情相談の対応について担当副会長に報告する。

(対応の方法)

第7条 担当員は、前条第2項から第5項までの対応にあたり、電話による対応では誤解を生ずると思われる場合、事実関係が複雑な場合等は、相談者又は対象会員に来会を求め又は文書の授受等により対応する。

2 担当員は、事実確認等のために相談者と面会する場合、原則として本会会館又は各支部室においてこれを行うものとする。

3 担当員は、相談者から本会会館及び各支部室以外の場所における面会、電話応答、相談又は事件の依頼等を求められても、これに応じてはならない。但し、特にその必要を認める場合、委員長の了解を得て本会会館及び各支部室以外の場所における面会、電話応答に応じることができる。

(対応の終了)

第8条 委員長は、以下の場合には対応を終了させ、速やかにその旨を会長に報告する。

(1) 相談者と対象会員との合意が成立したときその他苦情相談の原因が解消したとき。

(2) 相談者から苦情相談の取下げがされたとき。

(3) 相談者が、苦情相談と同一の事案について、会則第50条に基づく処分請求又は同第122条第1項に基づく紛議調停の請求をしたとき。

(4) 苦情相談と同一の事案について、訴訟その他の法的手続がなされたとき。

(5) 対象会員の弁理士登録が抹消されたとき又は対象会員が特許業務法人であって当該特許業務法人が解散したとき。

(6) 委員会における事案の解決が困難と認められるとき。

(7) その他、委員会における対応を終了させることが適当と認められるとき。

2 委員長は、前項の報告に資するため、会長室の室長又は室員に意見を求めることができる。(改正、平成 23・4・20)

3 前項の報告に基づき委員会における対応を終了させることが適当と認められるときは、会長は苦情相談の相談者及び対象会員に終了通知を送付する。

4 苦情相談に対する担当員の対応は、原則として2月以内に終了させるものとする。

(秘密を守る義務)

第9条 担当員及び本会の職員は、正当な理由がなければ、苦情相談について職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これらの者がその任を退いた後も同様とする。

(本窓口の事務)

第10条 本窓口の事務は、事務局会員課において行なう。

(実施要領)

第11条 本窓口について必要がある場合は、別の内規で細則を定める。

継続研修義務不履行者の処分に係る公表に関する細則 (内規第120号)

制 定 (平成28年2月3日執行役員会決議、即日施行、同年2月15日公示)

(目 的)

第1条 この規則は、「継続研修義務不履行者の処分に係る公表に関する規則 (会令第91号)」(以下「会令」という。)第5条の規定に基づき、継続研修義務不履行者の処分に係る公表に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(履修の状況)

第2条 会令第3条第2項第3号に定める当該処分の原因となった履修義務に関する履修の状況は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該処分手続に係る不足単位数

(2) 当該処分手続に係る未履修の必修科目の科目名及び当該科目の単位数

(公表期間)

第3条 会令第4条第1項に定める「第2条による公表の日」とは、日本弁理士会（以下「本会」という。）のホームページに掲載した日（以下「掲載日」という。）とし、掲載日を期間の初日に含める。

（公表期間の変更）

第4条 会令第3条第2項第3号に定める当該処分の原因となった履修義務に関する履修の状況は、次に掲げる事項とする。

（1）会員が死亡したとき。

（2）公表によって、処分対象者のプライバシーが著しく害され、又はそのおそれがあるとき。

（3）公表によって、違法若しくは不当な行為を助長若しくは誘発し、又はそのおそれがあるとき。

（4）前各号に掲げるもののほか、公表によって、本会の業務の遂行に支障を来し、又はそのおそれがあるとき。

附 則

この規則は、平成28年2月3日から施行する。

会員の広告に関するガイドライン

（平成12年12月7日理事会承認）

（平成16年1月13日正副会長会で一部改訂）

（平成27年10月7日執行役員会で一部改訂）

（平成31年3月27日執行役員会で一部改訂）

目 次

第1章 規則の解説

第2章 会則・規則（略）

第1章 規則の解説

会員の広告等に関する規則（会令第62号）の解説

（目 的）

第1条 この規則は、「日本弁理士会会則（会則第17号）」（以下「会則」という。）第42条で禁止される会員の広告、宣伝又は勧誘（以下「広告等」という。）に関する基準等について定めることを目的とする。

（趣 旨）

本条は、この規則の目的を定めた規定である。会則第42条では、「会員は、誇大若しくは虚偽の事項により依頼人を欺くおそれがある方法、及び、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれが

ある方法で、広告、宣伝又は勧誘を行ってはならない。」としており、会則第42条の規定に反しない限り、広告、宣伝又は勧誘をすることは原則自由であると解される。しかし、原則を規定するだけではその適否を判断することが困難であることに鑑み、例外的に禁止することの必要性がある広告、宣伝又は勧誘について、その基準等を定めることにした。

(解 説)

この規則の効力の及ぶ人的範囲は、会員全般である。その場所的範囲は、日本国全域であるが、会員の業務は国際性が高く、その活動の場は広く外国にも及んでいるので、この規則の効力が外国に及ぶかどうか問題となる。この規則によって守ろうとしているのが、会員の公正妥当な秩序と解すべきであるから、国際的に活動の場を広げている会員においても弁理士として活動している以上、この規則の効力は外国にも及ぶと解すべきである。したがって、外国で頒布された新聞、雑誌等も対象になるであろう。

また、ホームページによる広告等は、サーバの所在地や配信地を問わずこの規則が適用されることになる。なお、「広告、宣伝又は勧誘」としているのは、会則第42条の表現に対応させたものであるが、この表現を繰返すのは冗長であるため、「広告等」と言い換えることとした。

(基本原則)

第2条 会員が、自己又は自己の業務について広告等を行うことは、原則自由とする。ただし、法令並びに会則及び会令を遵守しなければならない。

(趣 旨)

会員の業務に関する広告等は、原則自由であることを明確にした規定である。産業財産権制度等の利用者（以下「ユーザー」という。）が会員の業務に関する情報を、より広く、より得やすくするため、会員の業務に関する広告等を原則自由とした。ただし、会員がその業務について広告等を行う際には、法令、会則及び会令を遵守することが前提であるため、本条においてそれを明記することとした。

(解 説)

会員の広告等は、ユーザーにとって会員を選択する際の有効な情報であると共に、会員にとっては、ユーザーの需要を喚起する重要な競争手段の一つである。したがって、ユーザーが会員のサービスを受け易くするための情報の提供等を目的とする広告等は、規制すべき合理的な理由がない限り、これを原則自由とした。

ただし、法令を遵守すべきであることはもちろん、会員である以上、会則及び会令を遵守することが大前提であるので、本条においてそれを明記することとした。

弁理士法第3条（品位保持）、同法第29条（信用失墜行為の禁止）の規定に基づき、会則第42条では、会員の業務に関する広告等に関し必要最小限の規制について規定し、この会則規定を受けてこの規則では、例外的に禁止する事項（第4条、第4条の2、第5条）及び広告等をする場合の基本的な遵守事項（第6条、第7条）並びに違反行為の排除方法等（第8条）について定めている。

（定 義）

第3条 この規則における広告とは、会員が自己又は自己の業務を他人に知らせるために行う情報の伝達及び表示行為であって、顧客又は依頼者となるように誘引することを主たる目的とするものをいう。

（趣 旨）

会則では、会員の業務に関する広告等について必要最小限の規制を規定しているだけであり、会員の業務に関する広告等は原則自由であると解される。しかし、どこまでを広告等というのかについて、不必要な議論が生じるおそれがあるため、この規則では、会員の広告等についての明確な定義を置くことにした。なお、第3条の文言は「広告」となっているが、この文言は広告だけでなく、宣伝及び勧誘も含むものと解釈すべきである。

（解 説）

広告等かどうかは、会員の主観のみを基準とするものではなく、顧客又は依頼者（以下「顧客等」という。）となるようにユーザーを誘引することが、「主たる目的」かどうかという客観的な基準によって判断されるべきであり、この判断は、広告等の内容、広告等の媒体、広告等の仕方、広告等を行った時の態様等の事情を総合的に判断して行われるべきである。

なお、この規則での広告等の主体は会員である。したがって、会員以外の第三者が行う広告等は、この規則でいう広告等には該当しない。第三者が行う広告等については、第5条に規定がある。

本条の定義によれば、一般の名刺・便箋・封筒・慶弔の花輪に「会員某」と表示すること、友人・親戚の結婚式や祝賀会に「会員某」として祝電を打つこと、著作物に著者として「会員某」と表示し、奥付に経歴・住所等を記載すること、選挙ポスターや選挙広報に「会員某」と表示したり、経歴等を記載すること、新聞・雑誌の発明相談記事やコメント記事、あるいは投稿欄に顔写真や経歴と共に「会員某」と記載すること等で、客観的に観察して誘引することが主たる目的であるとは認

められない場合には、この規則は適用されないこととなる。

しかし、同じ名刺でも集会等で不特定多数の人に配布する行為や、著作であっても研究結果の発表をするというよりは売名目的であることが明らかな場合には、依頼者誘引が主たる目的であると判断される。

(禁止される広告)

第4条 会員は、次の広告等を行うことができない。

- (1) 事実と合致していない広告等
- (2) 誤導又は誤認のおそれのある広告等
- (3) 誇大又は過度な期待を抱かせる広告等
- (4) 法令又は会則若しくは会令に違反する広告等
- (5) 弁理士の信用又は品位を害するおそれのある広告等

(趣 旨)

弁理士法第29条では、弁理士は、弁理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならないと定めている。また会則第42条では、誇大若しくは虚偽の事項により依頼人を欺くおそれのある方法、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある方法で、広告等を行うことを禁止している。本条は、この弁理士法第29条及び会則第42条の規定に基づき、ユーザーが不測の不利益を受けるおそれのある広告等や、会員の信用又は品位を害するおそれのある広告等など、会員の広告等を規制する必要があると認められるものを一般的禁止事項として定めたものである。なお、本条各号に該当する広告等であれば、広告事項、広告媒体、広告方法等のいかんを問わず禁止される。

(解 説)

(1) 事実と合致していない広告等 (第1号)

広告等によりユーザーに提供される情報は、当然、事実と合致したものであることが必要である。提供される情報が事実と合致していなければ、ユーザーは適正に会員を選択することができず、また、広告等を信頼したユーザーに不測の不利益を生じさせ、あるいは損害を与えることになるからである。例えば、事務所の内容や会員の経歴等を偽る等、虚偽の表示をした広告等がこれにあたる。

この規則第8条第4項において広告等が事実と合致していることの証明責任は、広告等をした会員にあるとしている。その広告等が事実と合致していることを会員が証明できない場合には、その広告等は事実と合致していないとみなされる。したがって、広告等をした会員は、広告等を

した者の責任としてその広告等の記録等（例えば広告物又はその複製、写真等の当該広告物に代わる記録及び広告等をした日時、場所、送付先等の広告方法に関する記録並びに同意を証する書面）を所定の期間、保存することが必要となる。

（２）誤導又は誤認のおそれのある広告等（第２号）

誤導又は誤認のおそれのある広告等とは、ユーザーに対し、誤った認識を持たせ、その判断を誤らせるおそれのある広告等をいう。誤導又は誤認のおそれのある広告等は、事実合致していない広告等と同様に、ユーザーの判断を誤らせるおそれがあるので、禁止すべき合理的理由があり、当然に禁止されるべきである。

例えば、言葉足らずや、説明不足の記載、あるいは重要事項を殊更に小さい文字で表示する等、誤解を招きやすい曖昧かつ不正確な表現がこれにあたる。広告等に記載又は表示される事項によりユーザーの誤解を招かないように、正確かつ丁寧な広告等の表示作成が求められる。

（３）誇大又は過度な期待を抱かせる広告等（第３号）

広告等は、会員が自己の顧客等となるようにユーザーを誘引する目的をもって行うものであるため、多かれ少なかれ、自己の優れた点を強調し、ユーザーに期待を抱かせるような内容を含むものになることはあり得る。

しかし、自己の特長を実際よりも大げさに表現したり、ユーザーに対して実際の結果よりもかなり有利な結果を期待させるような広告等は、広告等の受け手であるユーザーの判断を誤らせ、あるいはその期待を裏切る結果となることにより、ユーザーに不測の不利益を生じさせるおそれがあり、ひいては会員に対する信用を損うおそれがある。誇大又は過度な期待を抱かせる広告等が横行することがないよう、これらを明示的に禁止するものである。例えば、「当事務所が代理すれば、必ず特許にします。」等は、本号に該当するであろう。

（４）法令又は会則若しくは会令に違反する広告等（第４号）

会員が業務に関する広告等をする場合、弁理士法又は会則若しくは会令に違反することがないようにすることは当然であり、これらに定めがある場合は、その定めに従わなければならない。会則第４２条には、広告等に関する規定があり、ここに定められている誇大な広告等や虚偽の広告等は本条の第１号、第３号により禁止されるが、会則第４２条に規定されている公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある広告等は、本号で禁止される。例えば、特定の会員、特定の特許事務所を侮辱するような広告等は、本号に該当するであろう。弁護士、司法書士及び行政書士

等の他の士業又は他の士業者を軽侮するような表現又は表示を用いた広告等も本号に該当するので慎むべきである。

その他の法令違反に該当する場合として、不正競争防止法違反、不当景品類及び不当表示防止法違反、名誉・信用毀損、著作権・商標権侵害、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」違反等のおそれがある広告等は、本号に該当するので、十分に注意を要する。

(5) 弁理士の信用又は品位を害するおそれのある広告等（第5号）

弁理士には、品位を保持すべき法律上の義務がある（弁理士法第3条、第29条）。したがって、弁理士業務の広告等においても、品位の保持が当然に求められ、品位を害するおそれのある広告等は認められない。

弁理士は、弁理士としての信用の維持に努める義務があり（弁理士法第29条）、弁理士の信用を害するおそれのある広告等は認められない。

本号により、広告事項、広告媒体、広告方法等のいかなを問わず、弁理士の信用又は品位を害するおそれのある広告等は、禁止されることになる。

(6) 第4条各号に該当するおそれのある具体例

第4条第1号～第5号は、一般的禁止事項を制限的に列挙したものである。本条各号を解釈する上で、或いはこれを運用する上で疑義が生じないように、本条に該当するおそれのある典型的な事項を具体的に列挙して、その該当性を解説する必要がある。そこで、第4条に該当し禁止される広告等の典型的な態様を次の第4条の2に例示列挙することとし、それ以外で第4条に関連する広告事項の典型例を以下に列挙して解説する。

なお、このガイドライン（解説）は、本条も含めて事例の集積にあわせて適時に改定されるべきである。

① いわゆる付記弁理士の名称について

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた会員に対する適切な名称（事務所名称を含む。）の選定については、それが弁理士法の枠を越えるような誤解を与えないことが必要である。

認められる例：

付記弁理士

弁理士（特定侵害訴訟代理業務可能）

弁理士（特定侵害訴訟代理業務付記）

認められない例：

上級弁理士

訴訟可能弁理士

特別認可弁理士

②面識のない者（現在又は過去の依頼者、友人、親族並びにこれらに準じる者以外の者をいう。）

に対し、訪問又は電話若しくは電子メール等の手段を用いた本条第1号乃至第5号に該当する
広告等

本条各号に該当する広告等は、面識の有無にかかわらず禁止されるが、面識のない者に対する
広告等は、特に誤解されやすいため、ここに具体例として挙げた。また、面識のない者に対して
一方的に電子メールで広告等を送信する行為は、「特定電子メールの送信の適正化に関する法律」
違反となる可能性が高い。

「面識のない者に対して」としたのは、本来的に広告等は、面識のない者に対して行うことが
多いためである。この場合の面識のない者とは、現在又は過去の顧客等、友人、親戚、及びこれ
らに準じる者のいずれでもない者ということになる。

③広告等の対象者に対し、社会的儀礼の範囲を越えた有価物等の利益を供与する、又は供与する
ことを示唆する広告等

この禁止事項は、この規則第4条第5号等に該当するおそれのある事項例である。広告等の対
象者に対して、例えば商品券や贈答品等有価物を供与して広告等をする行為は、会員の社会的信
用を損ない、品位を低下させる行為として禁止されるべき行為である。

社会的儀礼の範囲は弾力的に解されるべきである。例えば以下のようなものについては、品位
の低下や信用を損なうおそれのないものとして許容されるであろう。

- ・ 自己の出版記念会の参加者に対して事務所案内とともに自己の著作物を贈呈する行為
- ・ 事務所開設祝いの記念として事務所の名前の記載されたボールペンを出席者に対して配布
する行為
- ・ 開店祝い等に事務所名の記載された生花等を贈呈する行為

④商標登録できなかった場合に全額返金する旨の表示が誤認等を生じさせるおそれがある広告等

商標登録できなかった場合に全額返金することを表示する広告等は、全額返金される場合の条
件や返金される費用の範囲が限定的であるにもかかわらず、その条件が示されておらず、または

示されていても理解しにくい場合、本号に該当する可能性がある。

例えば、「商標登録できなかった場合は費用全額を返金します」という広告の場合、「費用全額」に含まれるのが、(i) 弁理士に対する報酬なのか、(ii) 印紙代なのか、あるいは (iii) その両方なのか不明である。出願手続の経験が少ない広告対象者がこの表示に接すれば、商標出願に要した費用の全て、すなわち、(i) 及び (ii) の両方を指すものと理解する可能性がある。場合によっては、弁理士事務所を訪問するために要した交通費まで「費用全額」に含まれると解することもあり得よう。それにもかかわらず、返金の対象が (i) のみまたは (ii) のみである場合は、規則第4条第2号または第3号に該当すると判断されるであろう。

また、「商標登録可能性の事前調査の結果、当事務所が登録可能性が高いと判断したにもかかわらず、登録できなかった場合は、出願時弁理士費用を全額返金します」という広告の場合、複数区分を指定して出願したが一部の区分についてだけ登録できた場合、全額返金がなされる場合に該当するか否か不明確である。出願経験がない広告対象者がこの表示に接すれば、少なくとも広告対象者が重要と考える区分の登録が認められなかった場合は、返金の対象となると理解する可能性がある。それにもかかわらず、返金は全区分が登録できなかった場合に限られ、一部でも登録が認められた場合は返金しない場合は、規則第4条第2号（誤導又は誤認のおそれのある広告等）または第3号（誇大又は過度な期待を抱かせる広告等）に該当すると判断されるであろう。

また、この場合において、「登録できなかった場合」とは「出願した全区分について拒絶査定が確定した場合」であることが表示されていたとしても、出願手続の経験が少ない広告対象者がこの記載を読んでも、具体的にどのような場合がこれに該当するのか十分に理解することは期待できないであろう。したがって、このような条件を付する場合は、例えばホームページ上の当該記載にリンクを張り、リンク先のページにおいて、出願経験のない者でも理解可能なように十分な説明を記載する措置が講じられていない限り、規則第4条第2号または第3号に該当すると判断される可能性がある。

また、上記の広告には「全額返金」の対象が「出願時弁理士費用」に限られることが明示されている。したがって、印紙代や中間処理に係る弁理士報酬は返金の対象外であることが明示されてはいる。しかし、出願手続の経験が少ない広告対象者は、この表示からだけでは、中間処理のための弁理士費用や印紙代が返金対象外となることを必ずしも理解できないであろう。したがって、この点でも、出願経験のない者でも理解可能なように十分な説明がなされていない限り、規則第4条第2号または第3号に該当すると判断される可能性がある。

誤導又は誤認のおそれのある場合もしくは誇大又は過度な期待を抱かせる場合に当たるかは、広告等に接する広告対象者の通常理解力を基準に判断すべきであり、ホームページの広告等を

みて依頼してくる場合は、通常は出願手続やそれに関して必要になる費用に関する知識が少ない場合が多いであろうから、誤導又は誤認を生じさせたり誇大又は過度な期待を抱かせることのないよう、特に注意が必要である。

⑤事務所の名称として公的機関等の名称と誤認混同を生じるおそれがある語句を含む名称を表示する広告等

広告等において、事務所の名称として、弁理士登録簿に登録した名称とは別に、国、自治体又は公的機関の名称と誤認混同を生じるおそれがある語句を含む名称を表示する広告等は、規則第4条第2号（誤導又は誤認のおそれのある広告等）または第3号（誇大又は過度な期待を抱かせる広告等）に該当すると判断される可能性が高い。

例えば、「〇〇商標登録センター」（〇〇は地名）という名称を表示した広告等に接した広告対象者が、その運営主体が自治体または公的機関もしくはそれに準ずる組織であると誤認するおそれがある。そして、このような名称に接した出願経験がないか少ない広告対象者は、一般の特許事務所または特許業務法人よりも品質が高いか少なくとも水準以上であるという期待を抱くおそれがある。また、報酬についても、自治体又は公的機関もしくはそれに準ずる組織であれば、一般の特許事務所または特許業務法人より安いか少なくとも高くないという期待を抱くおそれがある。

したがって、このような広告等は、規則第4条第2号または第3号に該当すると判断されるであろう。

なお、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事務所名称、又は誤認混同を生じるおそれがある事務所名称」（会則第17号第43条2号）もしくは「国、自治体又は公的機関の名称と誤認混同を生じるおそれがある語句を含む名称」（事務所名称に関する規則（会令第66号）第4条第5号）を、弁理士登録簿に登録する事務所名称に使用することは禁止されている。

⑥他事務所との報酬額の比較が客観的根拠を欠きまたは弁理士の信用又は品位を害する広告等

報酬額に限らず、他事務所との比較が客観的根拠を有するものである場合は、規則第4条の2第1号やその他のために抵触しない限り、自己のサービスの優位性を端的にアピールするものであり、広告等は禁止されない。

しかし、比較が客観的根拠を欠いている場合、事実合致していないか、広告対象者を誤導又は誤認させ、もしくは、誇大又は過度な期待を抱かせる場合に当たり、規則第4条第1号（事実合致していない広告等）第2号（誤導又は誤認のおそれのある広告等）または第3号（誇大又

は過度な期待を抱かせる広告等) に該当する可能性が高い。

例えば、「当事務所の特許出願の弁理士報酬は、一般的な事務所の1/5です」という表示の場合、「一般的な事務所の1/5」が客観的根拠に基づくものではなく、推測に基づくものにすぎない場合は、規則第4条第1号、第2号または第3号に該当する可能性が高い。

これに対して、「一般的な事務所」の報酬額が、例えば本会が調査した「弁理士の費用(報酬)アンケート(平成15年/平成18年)」に示された額である場合は、客観的根拠は有しているといえる。

しかし、同アンケートには、(1)特許出願の手数料(明細書15頁,請求項5,図面5枚,要約書1枚の場合)、(2)特許出願の謝金(明細書15頁,請求項5,図面5枚,要約書1枚の場合)、(3)特許出願の手数料(明細書25頁,請求項20,図面10枚,要約書1枚の場合)、(4)特許出願の謝金(明細書25頁,請求項20,図面10枚,要約書1枚の場合)のように、複数の場合に分けて平均値が示されている。その一部の場合にだけ1/5であり、他の場合はこれを上回るような場合は、規則第4条第1~3号に該当する可能性が高い。

また、上記の表示に加えて例えば「当事務所と比べれば他の事務所はぼったくりといわれても仕方ありません」のような表示をした場合、規則第4条第5号(弁理士の信用又は品位を害するおそれのある広告等)に該当する可能性が高い。なぜなら、「ぼったくり」とは、「法外な料金をむさぼり取ること」(広辞苑第7版)を意味する。

しかし、広告等をする会員の報酬と他の多くの会員の報酬に大きな相違があったとしても、他の多くの会員は誠実に業務を行い、その業務の品質を顧客から評価されて弁理士業務を継続的に行うことができているのであるから、その報酬額は「法外」なものでもなければ、依頼者から「むさぼり取る」ものともいえないことは明らかである。

そして、「ぼったくり」とは、上記のとおり極めて強い非倫理性を含意するものであるから、これを他の会員について用いることは、他の会員を誹謗中傷するものというべきであり、したがって、「弁理士の品位又は信用を損なうおそれのある広告等」(規則第4条第5号)に該当するといえる。

なお、上記は他の会員全般との比較に関するものであり、特定の会員との比較に関しては規則第4条の2第1号の解説を参照されたい。

(広告等において表示又は使用できない事項)

第4条の2 会員は、次の事項を表示し又は使用した広告等をするることができない。

- (1) 他の特定の会員との比較
- (2) 登録率又は勝訴率の表示（誤導又は誤認を生じるおそれがなく、誇大又は過大な期待を抱かせるものでないことが明らかな場合を除く。）
- (3) 顧客又は依頼者の表示（これらからの書面による同意がある場合を除く。）
- (4) 受任中又は過去に関与したことがある事件の表示（顧客又は依頼者からの書面による同意がある場合及び広く一般に知られている事件又は依頼者が特定されない場合であって、依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。）

(趣 旨)

本条は、第4条に該当し禁止される広告等の典型的な態様を例示列挙したものである。

(解 説)

(1) 他の特定会員との比較

特定商品・サービスを対象にした比較広告等は自己の商品・サービスの優位性をユーザーに端的にアピールする方法であるが、弁理士業務は、その性質上、それぞれ異なる事案を処理しているため、会員相互の客観的な評価が困難である。そのため、比較が客観性に欠ける。結果として、他の特定会員との比較広告等は、ユーザーを誤導し、又は誤認させ、或いは、ユーザーに過大な期待を抱かせる事態を招来するおそれがあるといえる。

特定の事務所・会員との比較をしなくても自己の優秀性はアピールできる筈であり、殊更に特定事務所・特定会員との比較を行うことは品位に欠ける行為であるともいえる。

例えば、特定事務所を対象とした以下のような行為は、仮に記載された数字等が事実であっても本号に該当する。

- ・規模の比較（例えば、「〇〇事務所よりも豊富なスタッフ」）
- ・学位取得者数の比較
- ・登録率の比較
- ・手数料の比較（例えば、「〇〇事務所は特許1件当たり出願手数料が△△万円ですが当所

は□□万円です」）

なお、比較対象である相手方の会員名及び事務所名のいずれも明示していなくても、広告等全体として会員又は事務所を特定できる場合は禁止の対象となる。

(2) 登録率又は勝訴率の表示

登録率や勝訴率は明確に比較できる数字として現れるため、ユーザーへのアピール効果は高い

といえる。登録率等の数字を表示することは、会員にとっては自己の優秀性を直接にアピールできる魅力ある手段である一方、ユーザーにとっても依頼先を選択するに当たっての分かりやすい指標であり、一律に禁止するのは過度の競争制限として独占禁止法に抵触するおそれがある。

一方、数字は操作することができるし、法域や分野、取り扱い件数等によって大きく相違したり変動したりするものである。すなわち、数字が会員の能力を常に客観的に正しく表しているとは限らない。また、仮に数字が客観的な基準に基づくものであっても、数字の背景にある業務内容についてユーザーが知悉していなければ、ユーザーを誤導し、誤認させ、或いは、ユーザーに過大な期待を抱かせる事態を招来するおそれがある。

このため、広告等において会員が自己の登録率又は勝訴率等の表示を行うことは、数字自体は事実であったとしても、基本的には第4条第2号、或いは同条第3号に該当し、禁止される。ただし、ユーザーに誤導又は誤認を生じるおそれがなく、誇大又は過大な期待を抱かせるものでないことが明らかである場合には、登録率、又は勝訴率等の表示を行うことは許される。

例えば、第三者により算出された登録率・勝訴率を引用する場合には、最低限、その情報の出所及び算出対象の期間を明示する必要があるし、自己が算出した値を示す場合には、基礎となる数値の出所と算出条件、及びその算出が自己によるものであることを明示する必要がある。

登録率や勝訴率等に関する不適切な表示の例としては以下のようなものがある。

例えば、商標の場合、商標出願に関する知見が十分でないユーザーが「登録率が95%」という広告等に接した場合、その会員の能力が他の一般的な会員よりも非常に高いという期待を抱く可能性がある。しかし、商標は適切に事前調査すれば100%に近い登録率を得ることができるのであり、95%という登録率は決してその会員の能力が特に高いことを示すものではない。したがって、単に登録率が95%であるということを表示する広告等は、ユーザーを誤導・誤認させるおそれ（第4条第2号）があり、また誇大または過大な期待を抱かせる（第4条第3号）広告等に当たると考えられる。

また、異議や無効審判、訴訟の場合、例えば取り扱う件数が1件でそれで勝った場合は勝訴率は100%になるのに対して、多くの事件を扱っておれば登録率・勝訴率等が100%よりも低くなるのは当然であり、登録率100%の事務所が例えば登録率70%の事務所よりも優れているとはいえない。

特に、知的財産制度に疎いユーザー（素人）には分かりにくい特殊な計算方法を採用して恰も登録率が他の会員よりも高いかのような表示を行うことは、ユーザーに誤導又は誤認を生じさせたり、誇大又は過大な期待を抱かせたりするおそれがあり、誤導行為（第4条第2号）又は過大期待惹起行為（第4条第3号）に該当することがある。

さらに、広告等において「格安」、「激安」、「最低水準の費用」、「通常の半額」等、手数料に関して根拠のない表示を行ったり、「業界初」、「日本初」等、何ら根拠のない表示を行ったりすることも、同様の理由により誤導行為(第4条第2号)又は過大期待惹起行為(第4条第3号)に該当することがある。

(3) 顧客又は依頼者の表示

顧客等の名称を表示することは、会員の守秘義務に係る事項であり、会員は顧客等に対して厳格な守秘義務を負っているのであるから、原則として制限されるべきである。しかしながら、会員がどのような顧客等を有しているかという情報は、ユーザーにとって会員を選択する際の有益な情報であり、会員間の競争を避けるためにこの表示を制限するのは、不当な競争制限になりかねない。また、ユーザーが会員を選択するにあたって、予め利益相反について判断できるという利点もある。したがって、一定の制限を課した上で顧客等の表示を認めるべきである。

会員が守秘義務を負っているのは顧客等に対してである。したがって、会員が広告等において顧客等の表示をすることについて、顧客等から同意が得られる場合には、会員がその顧客等を広告等で表示しても顧客等に不利益が生じる可能性は小さいので認めることが妥当である。この場合、会員は、無用な争いを避けるため、顧客等からの書面(電子メールやFAXも含む)による同意を得ておく必要がある。

本号では、過去又は現在の顧客等が対象となるが、同意書が得られた場合であっても、それがいずれの広告等に関するものであるかを明示しなければならないのはいうまでもない。

(4) 受任中又は過去に関与したことがある事件の表示

受任中又は過去に関与した事件について、会員は顧客等に対して守秘義務を負っている。これらのみだりに表示することは守秘義務違反となり、顧客等の不利益になるおそれがある。したがって、広告等において会員が受任中又は過去に関与した事件について表示することについては、原則として制限されるべきである。ここにいう事件とは、出願に限らず、異議、審判等の会員の受任事件すべてを広く含む。受任中の事件とは、委任事件が特許庁等に係属しているもののことをいい、過去に関与した事件とは、現在受任中の事件とは異なり、その事件の結論が既に出ていて評価も固まっているもののことをいう。

他方、現在受任中又は過去に関与した事件の情報は、ユーザーにとって会員を選択する際の有益な情報である。また、会員が守秘義務を負っているのは顧客等であり、その顧客等に関して現在受任中又は過去に関与した事件について広告等において表示することに顧客等の承諾が得られ

る場合には、表示をしても守秘義務の観点からは特に問題はないと思われる。さらに、広く一般に知られている事件又は顧客等が特定されない場合であって、広告等に当該事件を表示しても顧客等に不利益が生じない場合まで、一律に守秘義務違反であるとして表示を禁止するのも不合理である。

そこで、(A) 顧客等からの書面による同意がある場合、(B) 広く一般に知られている事件であって、顧客等の利益を損なうおそれがない場合、及び(C) 顧客等が特定されない場合であって、顧客等の利益を損なうおそれがない場合には、広告等で当該事件を表示できるようにするのが相当である。この場合、受任中の事件であるのか過去に関与した事件であるのかの表示を広告等の中に明記しておくべきである。

なお、顧客等の同意を得て表示する場合には、無用の争いが生じるのを避けるため、前号の顧客等の表示の場合と同様に、顧客等からの書面（電子メールやFAXも含む）による同意を得ておくことが必要である。

(第三者の抵触行為に対する協力禁止)

第5条 会員は、第三者が弁理士の業務に関して行う情報の伝達又は表示行為でこの規則に抵触するものに対し、金銭その他の利益を供与し、又は協力してはならない。

(趣 旨)

第三者がする弁理士の業務に関する情報の伝達又は表示行為でこの規則に抵触するものに対し、会員が金銭その他の利益を供与すること又はこれに協力することを禁止し、この規則の実効性を確保しようとするものである。

(解 説)

この規則における広告等は、会員自身が行う広告等をいう。一方、第三者がする弁理士の業務に関して行う情報の伝達又は表示行為は、その内容がいかにかこの規則に抵触するものであったとしても、第三者がするものである以上、会員自身が行う広告等ではなく、この規則における広告等ではないから、規制の対象外である。

しかし、第三者が直接的にするものであっても、会員が金銭その他の利益を当該第三者に提供し、又はこれに協力する場合には、実質的に当該会員の違反広告等といえるものとなり、或いは、その程度には至らなくとも、この規則に対する脱法的行為として利用されるおそれがある。そこで、第三者の行為でこの規則に抵触するものに対し、会員が金銭を供与したり協力したりすることを禁止することにより、規則の実効性を確保しようとするものである。

例えば、ある出版社が会員のランク付けに関する記事を掲載した書籍を出版する場合に、当該記事がこの規則に抵触するものであることを知りながら、会員がその出版等に協力する場合や、特許事務所紹介用のホームページ作成者がこの規則に抵触している場合に、会員が抵触を知りながら、これに協力する場合等は、本条に違反することになるであろう。

(広告等をした会員の表示)

第6条 弁理士は、広告等を行う場合はその媒体（以下「広告物」という。）にその氏名を表示しなければならない。

2 弁理士が共同して広告物を用いた広告等をするときは、少なくとも代表する者1名の氏名をその広告物に表示しなければならない。

3 特許業務法人が広告物を用いた広告等をするときは、法人の名称及び少なくとも代表する者1名の氏名をその広告物に表示しなければならない。

(趣 旨)

広告等は広告等の受け手に対し便宜を与える反面、場合によっては弊害もある。そこで、広告等をするときは、責任者としての弁理士の氏名（弁理士が共同して広告等をするときは代表する者となる弁理士の氏名）を表示し、また、特許業務法人にあつては、その名称及び代表する者の氏名を表示し、当該広告等の責任の所在を明確にさせることで、不断の注意が払われるようにし、この規則に違反した広告等がなされることのないようにするために規定したものである。

(解 説)

弁理士や特許業務法人による広告等については、その責任を明確にする必要がある。

この規則第8条による違反行為の排除に当っては、日本弁理士会（以下「本会」という。）は違反会員に対して速やかに違反広告等の中止、排除、その他必要な行為を命じる必要がある。さもなければ違反行為の速やかな是正が行われなくなるためである。そのためにも広告物等に当該広告等を行った弁理士の氏名（特許業務法人の場合はその名称及び代表者の氏名）の表示が必要となる。なお、複数の弁理士が共同して広告等をする場合、及び特許業務法人が広告等をする場合には、代表する者として少なくとも1名の氏名をその広告物に表示すればよい。特に、インターネット等の多様な広告宣伝媒体が考えられるようになっているので、本会が広告等の主体を把握できるようにしておく必要があることからの規定でもある。

なお、ブログ等により知的財産権に関する情報発信を行っている会員も存在するが、そうしたブログには広告等が表示されることが多い。その場合、そのブログに表示される内容に基づいて広告

業者により選択された別の会員の広告等が表示される場合がほとんどである。そのような場合、広告等に責任者名が表示されていないと、ブログを運営している会員と、広告等を行った会員との間の混同がユーザーに生じ得る。この場合にはこの規則第4条第4号に該当する可能性も生じてくる。こうした観点からも広告等には責任者が明確になる表示をしておく必要がある。

(広告等であることの表示)

第7条 会員が、郵便その他の方法により面識のない者に対し配布する広告物については、封筒の外側又は広告物の表側若しくは最初の部分に、広告等であることを表示するものとする。

(趣 旨)

郵便その他の方法により広告物の直接配布が認められるようになってくると、当然のことながら、面識の全くない会員からユーザーに郵便物が送られて来ることになる。一方、全く面識のない会員からの郵便物を受け取った者は、手続中の事件にトラブルでもあったのかと危惧するかもしれないこと、広告等を必要としない者もこれを受け取ったことによって開封して読むという無用な負担を負うことがあること、読まなければならないという心理的負担が強制されること等の問題があると考えられる。

このような問題が生じる可能性があるため、広告物の外見からそれが広告物であることが一見してわかる表示をしておくことにより、相手方にこのような負担をかけないようにしたものである。

(解 説)

会員が広告等のために、知的財産権に関する情報を不特定多数の人に提供しようとすることは、益々増加する。その手段として、事務所案内、事務所報等を封筒に入れた郵便物を不特定多数の人に送付することが行われる。面識の全くない会員から郵便物が送られて来ると、ユーザーは何のことかと不安になるのが一般である。そして、封筒を開けて見るまで心配という問題が出て来る。しかし、「事務所報在中」等のような最初から広告資料であることが明らかにわかるような表示をしておくこと、ユーザーに無用な心理的負担を強いる心配がなくなる。したがって、広告資料を送付する際には、そのような配慮を求めることにしたものである。

郵便その他の方法とは、郵便や宅配業者等により直接配達される手紙、葉書、文書等で面識のない者を対象として広告物を配布することを意味する。電報、ファクシミリ通信、電子メール等の電気通信回線を通じて送信する情報伝達手段による広告物も本条に該当する。本条は、広告等の対象者に対する直接の働きかけによる心理的強制等から受け手を保護するものであるから、面識のない

者に対し直接配布されるものであっても、新聞や雑誌等のように不特定多数の者を対象としている広告物は本条には該当しない。暑中見舞いや年賀状は、一見してそれであることが明らかである場合には本条の広告物には該当しない。

なお、本条に関連して、平成14年7月1日より施行されている「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」についても遵守する必要がある、広告等に関する特定電子メールの場合には注意を要する。

(違反行為の排除等)

第8条 日本弁理士会（以下「本会」という。）は、会員に対し、必要があると認めるときは、広告物又はその複製、写真等の当該広告物に代わる記録及び広告等をした日時、場所、送付先等の広告等の方法に関する記録の提出を求め、その他広告等に関する調査を行うことができる。

2 会員は、前項の調査に協力しなければならない。

3 広告等が第4条第1号（事実に合致していない広告等）に該当する疑いがあるときは、本会は、広告等をした会員に対して、広告等の内容が事実であることを証明するよう求めることができる。

4 広告等をした会員が前項の証明をできなかったときは、本会は、当該広告等が第4条第1号の規定に該当するものとみなすことができる。

5 本会は、この規則に違反した会員に対し、違反行為の中止、排除若しくはその他の必要な事項を命じ、又は再発防止のための必要な措置をとらなければならない。この場合、本会は、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

6 本会は、当該会員が前項の命令その他の措置に従わない場合、又は当該行為の中止若しくは排除が困難な場合において、当該行為による被害発生防止のため特に必要があるときは、本会が前項の命令その他の措置を行った事実及び理由の要旨を公表することができる。

(趣 旨)

違反広告等に対しては本会が厳正に対処する必要がある。

本条において、①本会の調査権限とこれに対する会員の協力義務、②広告等の内容の真実性についての会員の証明責任、③違反行為に対する中止・排除又は再発防止措置、④違反広告等の被害発生防止のための本会が行う措置等が定められた。

(解 説)

1. 日本弁理士会の調査権

本会のこの調査権限は、弁理士法における本会の会員に対する一般的指導監督権限に基づくものであり（弁理士法第56条第2項）、本会は、会員がこの規則に違反する疑いがあると認めるときは、いつでも、広告等をした会員に対し広告等に関する記録の提出を求め、その事実関係について調査をすることができる。

調査方法としては、広告等をした会員が保存している広告等の記録の提出を求める以外に、事実関係についての照会、関係者からの事情聴取等が考えられる。

広告等をした会員は、広告物又はその複製、写真等の当該広告物に代わる記録及び広告等を行った日時、場所、送付先等の広告方法に関する記録を当該広告物が終了したときから3年間保存するよう努めなければならない。広告物の保存義務は、広告等が事実と合致することについての証明責任が会員にあるという点からも必要である。

イ. 保存広告物

広告物は現物を保存することを原則とし、複製でも内容的に同じであるものであればよく、保存に不適当なものは写真又はその他の方法で保存するのが好ましい。

- ① 事務所の案内やチラシ等を印刷した広告物は、同一物を保存することを原則とする。ただし、写真等でも、忠実な複製であれば、同一物でなくともよい。
- ② 電話帳広告、雑誌広告、新聞紙広告等の当該会員の広告等以外のものが含まれている印刷広告は、当該掲載頁とその印刷広告物であることを特定できる部分（表紙と裏表紙）を保存すればよい。
- ③ 看板、旗、幕、広告塔等の保存に不適当なものは、これらの現物の写真と広告等を行った現場の状況が判断できる写真を保存すればよい。

ロ. 保存記録等について

保存記録とは、広告等の時期と期間、場所、送付先、送付方法の記録であり、送付方法とは郵便、電子メール、直接配布、業者依頼配布等の区別である。

広告等に関して顧客等より同意を得たことを証する書面は、原則として原本を保存しておく。

ハ. ホームページの広告等の保存

ホームページによる広告等の場合は、その広告内容が頻繁に書き換えられることが多く、書き

換え前と書き換え後のデータを電子データ又は印刷物により保存する。

二. 保存不要のもの

年賀状や暑中見舞等の季節的挨拶書等は、本来広告物に該当しないために保存は不要である。

2. 会員の協力義務

本会による広告等に関する調査に対し、当該広告等を行った会員は協力しなければならず、正当な理由なく調査に応じない場合は会則等に違反する行為として会長による処分の対象になる可能性がある。

3. 会員の証明責任とみなす規定

会員の広告等は事実に合致するものでなければならず（第4条第1号）、広告等の真実性に関して問題が発生した場合、広告等については本来広告等をした当該会員が熟知しており、証明資料も当該会員が管理しているのが通常であり、したがって本会による調査手続において広告等の真実性の証明が求められたときは、広告等をした会員はこれを証明しなければならないと規定した。

また、本会から広告等の真実性の証明を求められた会員がこれを証明できないときは、本会は当該広告等が第4条第1号に該当するものとみなすことができる。

4. 違反行為に対する措置

本会がこの規則に違反した会員に対し取りうる手段は、違反行為の中止、排除若しくはその他の必要な事項の命令又は再発防止のための措置である。「違反行為の中止」とは現在の違反行為自体を止めさせることをいい、「違反行為の排除」とは配布した広告等の回収等をいい、また、「再発防止のための必要な措置」とは違反会員から違反を行わない旨の誓約書の提出を求める等、再発防止に必要と認める一切の措置をいう。会員がこれら措置に従わない場合には、本会による広告等に関する調査に会員が協力しない場合と同様、会則等に違反する行為として会長による処分の対象になる可能性がある。

5. 措置の際の会員に対する適正手続の保障

本会は前述した命令又は措置をとる場合、当該会員に不利益を課すおそれがあるので、公正を期するために、当該会員に対して事前に弁明の機会を付与する手続を定め、手続の公正を期している。

6. 日本弁理士会が行う被害発生防止のための措置

この規則に違反している会員が本会の中止又は排除命令を受けたにもかかわらず当該会員が違反行為の中止又は排除をしないとき、又は違反行為の中止又は排除が事実上不可能な場合に、この被害発生防止のため必要があるときは、本会が前項の命令その他の措置を行った事実及び理由の要旨を、当会のホームページ、各種広告媒体、又は報道機関を通じて公表できるとした。

事務所名称に関するガイドライン

(平成15年3月18日正副会長会承認)
(平成21年4月22日執行役員会で一部改訂)
(平成23年3月23日執行役員会で一部改訂)
(平成26年7月16日執行役員会で一部改訂)

(目 的)

第1条 この会令は、日本弁理士会会則（以下「会則」という。）第11条及び第12条の規定に基づき日本弁理士会（以下「本会」という。）の弁理士登録簿に登録される弁理士の事務所の名称、及び会則第27条の規定及び特許業務法人規則（会令第35号）第2条の規定に基づき本会の特許業務法人届出簿に記載される特許業務法人の名称に関し必要な事項を定める。

(趣 旨)

本条は、この会令の目的を定めた規定である。第3条に定めるように、事務所名称は、自由に選定できるが、会則第17号「日本弁理士会会則」第43条では、日本弁理士会と紛らわしい名称、及び、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事務所名称、又は誤認混同を生じるおそれがある事務所名称を用いてはならないとしており、例外的に禁止することの必要性があるので、その基準等を定めることにした。

(解 説)

この会令の対象となる事務所名称には、会則第11条および第12条の規定に基づき弁理士登録名簿に登録される弁理士の事務所の名称、及び特許業務法人規則（会令第35号）第2条の規定に

基づき本会の特許業務法人届出簿に記載される特許業務法人の名称が含まれる。また、この会令による規則によって守ろうとしているのが、会員の公正妥当な秩序と解すべきであるから、事務所名称は、主たる事務所のみならず、従たる事務所も対象となり、国際的に活動の場を広げている会員においても弁理士として活動している以上、その場所的範囲は、日本国内に設置された事務所のみならず、外国に設置された事務所にも及ぶ。

また、内規45号「事務所の外国語表示届けに関する規則」にも適用されると考えられる。

(事務所名称の定義)

第2条 この会令において「事務所名称」とは、前条に記載した弁理士の事務所の名称及び特許業務法人の名称をいう。

(趣 旨)

前条の規定により事務所の名称に弁理士の事務所が含まれるのは明確であるが、特許業務法人の名称が含まれるか否かの疑義が生ずることを防止するため、事務所の名称には特許業務法人の名称も含まれることを明確にしたものである。

(解 説)

特許業務法人の名称も、原則として弁理士の事務所と同様に取り扱われ、自由に選定できるとともに一定の制約を受けることになる。

(事務所名称の選定及び変更の基本原則)

第3条 会則第14条の規定に基づき本会に弁理士登録の申請をする者、及び会則第27条の規定に基づき本会に成立の届出をする特許業務法人は、次条各号のいずれかに規定された使用禁止名称でない限り、事務所名称を自由に選定することができる。

2 会員は、次条各号のいずれかに規定された使用禁止名称でない限り、事務所名称を自由に変更ことができ、事務所名称を変更したときは、会則第24条又は会則第28条の規定に基づき、その旨を遅滞なく届け出なければならない。

(趣 旨)

事務所の名称は、原則自由に選定できるとともに変更できることを明確にした規定である。規制緩和に伴ない会則第14条の規定による登録申請書、会則27条の規定による届出又は会則第24条または会則28条の規定による事務所名の変更を原則自由とした。

旧弁理士会則第23条では、自己の氏又は氏名及び事務所の文字を用いることを原則とし、それ以外の名称を用いる場合には本会の許可を受けなければならないなど、事務所の名称については厳しい制限が課せられていた。

また、特許事務所に勤務している場合にはその特許事務所名を使用しなければならず、特許事務所以外のところに勤務している場合には特許事務所名を使用することを禁止していた。

さらに、会則第31条で従たる事務所を設けることが認められ、特許事務所に支所を設けたり、特許事務所あるいは企業に勤務しつつ他の特許事務所を設けることができるようになり、これら従たる事務所についても規定する必要が生じた。

一方、弁理士法76条で弁理士もしくは特許事務所またはこれらに類似する名称を弁理士または特許業務法人でないものが使用することを規制している。

そこで、これらの規定の調和を図り、原則自由に特許事務所の名称を自由に選定および変更できるものにするものの、次条で特許事務所の名称に関し必要最小限の規制について規定している。

また、事務所の名称は日本弁理士会の弁理士登録簿の弁理士の事務所の名称、及び会則第27条の規定及び特許業務法人規則（会令第35号）第2条の規定に基づき本会の特許業務法人届出簿に記載される特許業務法人の名称を変更する必要があるため、その旨を遅滞なく届け出なければならないこととしている。

（解 説）

1. 事務所の名称には、自己の氏若しくは氏名又は他の文字に限らず、自己の氏又は氏名に代えて、又はこれとともに、他の文字を用いることができる。自己の氏又は氏名以外の文字を用いようとするときは、弁理士としての品位を損なうおそれのある名称を用いてはならない。
2. 事務所の名称中に「国際」、「万国」、「内外」などの文字を用いることを妨げるものではない。
3. 自己の氏又は氏名に代えて他の文字を用いるとは、例えば、弁理士山田太郎が事務所の名称を東京特許事務所とする場合をいう。
4. 自己の氏又は氏名とともに他の文字を用いるとは、例えば、弁理士山田太郎が自己の事務所の名称を、東京山田特許事務所又は山田東京特許事務所とする場合をいう。
5. 自己の氏若しくは氏名には、登録を抹消した弁理士がその氏又は氏名を用いた事務所の名称を使用していた場合において、その事務所を継承する弁理士については、その登録抹消した弁理士の氏又は氏名を含む。例えば、弁理士山田、弁理士鈴木が共同で設置していた事務所の名称が山田国際特許事務所であり、弁理士山田が弁理士登録を抹消した場合であっても、その事務所の業務を引き継ぐ弁理士鈴木は、その後も、事務所の名称として山田国際特許事務所を継続して使用

することができ、又、例えば、弁理士山田が単独で設置していた事務所の名称が山田国際特許事務所であった場合において、弁理士山田が弁理士登録を抹消したときも、他の弁理士がその事務所の業務を引き継ぐときは、その後も事務所の名称として山田国際特許事務所を継続して使用することができる。

(使用禁止名称)

第4条 会員は、次の各号のいずれかに規定する名称については、事務所名称に使用してはならない。

(1) 弁理士法第4条ないし第6条に規定する業務の少なくとも一つを行うことが明確でない名称

(2) 特定侵害訴訟代理又はこれに類似する語句を含む名称（会員が特定侵害訴訟代理業務の付記を受けているときは除く。）

(3) 特許業務法人又はこれに類似する語句を含む名称（会員が特許業務法人であるときは除く。）

(4) 日本弁理士会又はこれに類似する語句を含む名称

(5) 国、自治体又は公的機関の名称と誤認混同を生じるおそれがある語句を含む名称。

(6) 他の既存の事務所（弁理士法以外の法律により認められた他の資格者が運営する事務所を含む。）と誤認混同を生じるおそれがある名称（自己の氏名又は氏に係る部分を除いて判断する。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある名称、又は誤認混同を生じるおそれがある名称。

(趣 旨)

前条に規定するように事務所の名称は、原則自由に選定でき変更できるが、弁理士法第3条（品位保持）、同法第29条（信用失墜行為の禁止）などの規定に基づき、特許事務所の名称に関し必要最小限の規制について規定したものである。

なお、省庁その他官庁若しくはその分課又は国、都道府県、市区町村の名を用いる名称についての規制は旧弁理士会則第23条と同様である。

(解 説)

(1) 弁理士法第4条ないし第6条に規定する業務を行うことが明確でない名称（第1号）

事務所の名称には、「弁理士」若しくはその業務を表す「特許」、「意匠」、「商標」などの文字

及び「事務所」の文字を用いる。

- (2) 特定侵害訴訟代理又はこれに類似する語句を含む名称（会員が特定侵害訴訟代理業務の付記を受けているときは除く。）（第2号）

今後所定の要件を満たしたのものには特定侵害訴訟代理業務ができるようになるため、特定侵害訴訟代理の付記を受けていないものは、「特定侵害訴訟代理」又はこれに類似する文字を用いてはならない。なお、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けているものは、特定侵害訴訟代理などの名称をつけても良いものとしている。

- (3) 特許業務法人又はこれに類似する語句を含む名称（会員が特許業務法人であるときは除く。）（第3号）

弁理士法第76条第2項の規定により、特許業務法人以外の事務所の名称には「特許業務法人」又はこれに類似する文字を用いてはならない。なお、特許業務法人の場合には弁理士法第38条の規定に基づき、その構成社員たる弁理士の氏若しくは氏名又は他の文字とともに「特許業務法人」の文字を用いなければならないという規定があるため、括弧書きで適用を除外した。また、「特許業務法人」の文字は一体で用いなければならない。

- (4) 日本弁理士会又はこれに類似する語句を含む名称（第4号）

日本弁理士会の名称などを含む場合には、日本弁理士会と誤認するおそれがあるので弁理士といえども名称に含むことを認めない。

- (5) 国、自治体又は公的機関の名称と誤認混同を生じるおそれがある語句を含む名称（第5号）

①「国」「自治体」「公的機関」は、会則第14条第1項の規定による申請時又は第24条第1項の規定による届出時に現に日本国内に存在するものに限る。

②事務所の名称中に国、自治体または公的機関の文字を用いることを禁止する趣旨であり、限定的に解釈する。特に、「日本」、「東日本」、「西日本」、「関東」、「関西」、「東京」、「北大阪」、「千代田」、「虎ノ門」、「麴町」、「淀屋橋」、「平成」などの文字を事務所の名称中に用いることを禁止する趣旨ではない。事務所の名称として適当であると認められる例及び適当でないと認められる例を示すと、次の通りである。

・適当であると認められる例

日本特許事務所、東日本特許事務所、関東特許事務所、東京特許事務所、西東京特許事務

所、千代田特許事務所、

虎ノ門特許事務所、麴町特許事務所、財務特許事務所、平成特許事務所

・適当でないと認められる例

日本国特許事務所、東京都特許事務所、千代田区特許事務所、財務省特許事務所

(6) 他の既存の事務所（弁理士法以外の法律により認められた他の資格者が運営する事務所を含む。）と混同を生じるおそれがある名称（自己の氏名又は氏に係る部分を除いて判断する）（第6号）

①混同のおそれの有無は、主として抽象文字の部分で判断するが、「合同」、「共同」などの共同経営形態であることを表示する字句、「特許」、「意匠」、「商標」、「弁理士」、「国際」、「万国」、「内外」などの固有の取扱い業務を表示する字句、及び「法律」、「会計」、「総合」、「税務」などの字句を含む場合は、これらも勘案して総合的に判断するものとする。

②混同のおそれの有無は、申請又は届出のあった事務所の名称だけで判断すべきではなく、実際の事務所の名称の使用形態や実際の事務所経営形態等を含めて総合的に判断すべきである。

③他の既存の事務所には、自己の事務所も含まれる。

例えば「特許業務法人A特許事務所」と「A特許事務所」とは混同を生じるおそれがある名称と判断されるであろう。もしこれが異なる名称であると判断された場合には、経営者が同じであれば今度は（7）③で説明する「ダブル・ブランド」に相当し、やはり混同を生じるおそれがあると判断されるであろう。

ただし、新たな事務所の設置が「支所」の設置にあたる場合はこの限りではない。

なお、弁理士が弁護士でもある場合、弁護士法では「弁護士は、いかなる名義をもつてしても、二箇以上の法律事務所を設けることができない」と規定されており（第20条第3項）、「支所」を設けることは、その支所に「法律事務所」ではなく「特許事務所」の支所の名称を付する場合であっても、弁護士法上問題となるおそれがある。

(7) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある名称、又は誤認混同を生じるおそれがある名称（第7号）

①ある名称の事務所が消滅した場合には、消滅後5年間は、その消滅した事務所の名称と同一の名称を他の事務所が使用することは、混同を生じるおそれが大きいと判断する。

②外国の国、州、郡、市区町村、省庁その他の官庁又はその分課と同一の名を用いる場合は、

第5号の規定に準じて判断する。事務所の名称として適当であると認められる例及び適当でないと認められる例を示すと、次の通りである。

・適当であると認められる例

アメリカ特許事務所、ニューヨーク特許事務所、モスクワ特許事務所

・適当でないと認められる例

アメリカ合衆国特許事務所、ニューヨーク州特許事務所、ニューヨーク市特許事務所、モスクワ市特許事務所

③会則第31条の規定により従たる事務所を設ける場合、その従たる事務所の名称には、原則として主たる事務所の名称とともに、従たる事務所であることを示す文字を用いることが望ましい。従たる事務所であることを示す文字とは、例えば、支所、支店、ブランチなどを行う。例えば、主たる事務所が東京山田特許事務所である場合において、その従たる事務所を岩手県盛岡市に設置するとき、その従たる事務所名として、東京山田特許事務所岩手支所、東京山田特許事務所盛岡支所、東京山田特許事務所東北支所、東京山田特許事務所第一ブランチなどを言う。ただし、主たる事務所に弁護士が所属している「A法律特許事務所」の場合で、従たる事務所には弁護士が所属していないにもかかわらず「A法律特許事務所B支所」という名称を用いると、弁護士法第74条に違反するおそれがある。

1人の特許事務所経営者が主たる事務所と異なる名称の従たる事務所を経営すること（いわゆるダブル・ブランド）は、誤認混同を生じさせるおそれがある。通常、名称の異なる2つの事務所があれば、それぞれ異なる弁理士が経営しているものと認識されるためである。

(内規への委任)

第5条 この会令に定めるもののほか、事務所名称に関し必要な事項は、内規で定める。

(趣旨)

会令ではあまり細かい規定をすることはなじまないもので、今後の運用などについては内規により定めることとした。

事件の受任についてのガイドライン

(平成26年1月15日執行役員会承認)
(平成31年3月27日執行役員会で一部改訂)

[I] ガイドラインに関する前提事項

[本ガイドラインにおける弁は弁理士法、民は民法、会は本会会則、倫は弁理士倫理を意味する。]

1. はじめに

弁理士が依頼者から事件を受任する行為は、委任契約であって民法が適用されることになる(民643条、656条)。依頼者は、業務に関する法令及び実務に精通していることが義務づけられている弁理士(弁3条)に、当該事件についての事務の処理を求めることになる。したがって、弁理士と依頼者とは、対等な契約当事者の関係にあると同時に、知識、経験、情報が豊富な専門家とそうではない非専門家の関係にある。

民644条は、委任事務の処理について「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」と規定しているから、事件を受任した弁理士はこの規定に示されている善管注意義務を負うことになる。

2. 委任の本旨に従う義務

弁理士は、委任された事件につき、委任の本旨に従って委任事務を処理する義務を負う。

委任の本旨とは、委任される事件の内容及び依頼の目的であるから、弁理士は、事件の内容及び依頼の目的を理解した上で委任事務を処理しなければならない。委任事務の処理を行うに際しては、弁理士としての品位を保持し、公正かつ誠実に行わなければならないことはいうまでもない(弁3条、会41条)。

3. 善良な管理者の注意義務

善良な管理者の注意義務(善管注意義務)とは、知識、経験、情報が豊富な専門家である弁理士がそうではない依頼者からの依頼を受けて委任事務を処理する際に求められる一般的な注意義務であり、次のものが含まれるとされている。

(3-1) 説明・助言義務

弁理士は、その専門家としての知識・経験・情報を駆使し、依頼者が目的を叶えられるように委任事務を処理することが求められる。

委任事務を処理するに際しては、弁理士には一定の範囲における「裁量」が認められるが、依頼者には委託した事務の処理について「自己決定権」があることを認識しておく必要がある。

そのため、弁理士は、委任された事件の内容及び依頼の目的について依頼者と共通の認識を持ち、弁理士の裁量権と依頼者の自己決定権を調整しながら委任事務を処理することになる。したがって、依頼者とのコミュニケーションの形成に努力し、依頼者の意見に耳を傾け、委任事務の処理全般に

ついて説明・助言義務を果たし、依頼者に最善の結果をもたらすための努力をしなければならない。たとえば、依頼者に無断で手続を進め、その意に反した手続を執り、或いはその選択を無視して手続を徒過させることは許されない。

(3-2) 情報提供義務

説明・助言義務に関連して、弁理士は、法改正、審判決の傾向、特別な制度や新しい制度など、依頼者にとって利益があると思われる情報について説明し、助言をする必要がある。依頼者が自己決定を適正に行えるようにするためである。

(3-3) その他

事件の受任後においては、弁理士は秘密保持義務を負い(弁30条、会37、46条、倫4条)、委任者(依頼者)の請求があったときや委任が終了した後は依頼者への速やかな報告義務を負う(民645条)他、委任事務が新しい展開を迎える場合(例えば、拒絶理由通知を受け取った場合など)には、依頼者が適切に自己決定権を行使できるように報告し、説明・助言を行わなければならない。

なお、弁理士が事件を受任しない場合には、遅滞なくその旨を依頼者に通知しなければならない(会39条)。

[II] 弁理士倫理第9条の2に関するガイドライン

会員は、事件の受任に際し、依頼者と十分な意思の疎通を図り、事件の内容及び依頼の目的を的確に把握し、受任した事件の処理について必要な説明及び助言を行わなければならない。

(趣旨)

上記ガイドラインに関する前提事項のとおり、受任者である会員は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負うことから(民644条)、依頼者と十分な意思の疎通を図り、事件の内容及び依頼の目的を十分に理解した上で、情報提供義務を含む説明・助言義務を果たさなければならないことを規定したものである。

(解説)

(1) 事件

受任しようとする事件には、出願・異議・審判・訴訟・これらに係る調査を始めとして、弁理士法第4条乃至第6条の2に規定されたあらゆる事件が含まれる。受任は、新規受任、中途受任のいずれであるかを問わない。

(2) 義務の主体

依頼者と意思疎通を図り、情報提供義務を含む説明・助言義務を果たさなければならないのは、当該事件を受任する会員本人である。もっとも、実際には、本規程による意思疎通、内容把握及び説明は、当該事件を受任した会員本人ではなくその事件を直接担当する別の弁理士が行う場合も多いであろうが、そのような場合であっても、事件を担当する弁理士が上記義務を果たしているかどうかを監督する責任は当該会員本人にあるから、最終的にこの義務を負う主体は当該会員本人である。

また、事件の処理が終了する途中で、止むを得ず異なる弁理士が事件を担当する事態が生じた場合には、当該弁理士間で十分な引き継ぎを行わなければならない。引き継いだ弁理士は、引き継ぎのあった事実を依頼者に通知すると共に、必要に応じて自ら依頼者と意思疎通を図って不明確な点について依頼者に確認を求め、事件及び依頼内容を理解しておかなければならない。この場合も、上記引き継ぎが問題なく行われたかどうかを監督する責任は当該事件を依頼者から受任した会員本人にあり、最終的にこの義務を負う主体は当該会員本人であるということになる。

(3) 依頼者との意思疎通の重要性

3-1) 趣旨

受任者である会員は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負うことから（民644条）、事件を受任した会員あるいは会員本人に代わって事件を担当する弁理士が、依頼の具体的内容について依頼者と十分な意思の疎通を図ることが肝要である。

依頼者は、専門的な手続についての知識や情報が不足している場合があり、誤解や勘違いをしている場合もあるから、事件を受任した会員あるいは会員本人に代わって事件を担当する弁理士は、依頼者の説明や応答時のあらゆる状況を手掛かりとして、誤解や勘違いを察知してこれらを是正し、依頼者と十分な意思の疎通を図り、事件及び依頼の具体的内容を依頼者との間で共有する必要がある。

3-2) 意思疎通の具体的手段

意思の疎通を図る手段としては、面談・電話・テレビ会議・PC会議等の機器を利用した対話、郵便・ファクシミリ・電子メール等を利用した意見や資料の送付等が考えられる。しかし、依頼の目的、事件の内容並びに依頼者の考え方を十分に理解するためには、依頼者と直接会って話し合う「面談」を原則とすることが肝要である。

面談は、依頼者の真の意図や目的について直接説明を受け、その場で依頼案件に則した説明や助言を行い、疑問点があればこれを即座に解消させることが可能であるから、事件の内容及び依頼の

目的を的確に把握するためには、最も望ましい方法であるといえる。とりわけ初めて事件を受任する場合には、お互いの人となりを知る意味においても、面談を原則とするべきである。

面談を行う場合であっても、上記の電話、テレビ会議、PC会議、郵便、ファクシミリ、電子メール等を補助手段として用いることができるのはいうまでもない。

会員が依頼者と面談を行うことについて困難な事情があっても、会員は、受任案件についてその職責を全うしなければならないから、上記の補助手段をはじめとしてあらゆる手段を駆使し、面談による場合と同程度に依頼内容を的確に把握し、意思の疎通に齟齬が生じることがないようにしなければならない。

3-3) 留意事項

近時、インターネットの普及に伴い、一部の会員が、依頼者と面談等をして十分な説明及び意思確認を行うことなく、インターネットのウェブページを利用した簡易な方法で商標の調査、商標出願手続等の事件を受任し、依頼者とトラブルになったケースがある。このような方法により事件を受任した場合、①依頼者が手続内容や報酬額について十分に理解し、委任契約を締結しているか確認できない、②依頼者から入手できる情報が限られるので、弁理士としての適切な業務ができない場合が多い、③利害関係のある当事者の双方から業務を受任する可能性がある等の弊害を生む恐れがある。

したがって、その具体的手段は問わないものの、依頼の具体的内容について依頼者と十分な意思の疎通を図ることで、事件の内容及び依頼の目的を的確に把握し、その事件の処理について必要な説明及び助言をしなければならない。

たとえば、上に述べた例のように、パソコンの画面に対して依頼者がクリックした内容のみに基づいてそのまま出願手続等を執るなどの受任形態では、十分な意思疎通を図ったとは言えない。そのため、依頼者の不十分な理解を補充することができず、依頼者の誤解や勘違いを是正することは不可能であるから、事件の内容及び依頼の目的を的確に把握する状況又は適切な説明・助言義務を果せる状況にあるとは認められないことに留意すべきである。

なお、会員が自己のウェブページに受任事件に関する説明や注意事項（例えば商標登録出願に関する一般的注意書など）を記載していたとしても、その事実だけをもって依頼の具体的内容について依頼者と十分な意思の疎通を図ったとは言えないから、依頼事件についてその処理に必要な説明・助言義務を果したとは認められない可能性が高いことに留意すべきである。

たとえば、商標登録できなかった場合に全額返金を行うことを前提として商標登録出願を受任する場合、仮にウェブページに全額返金のための条件が表示されていたとしても、それだけでは依頼

者に対して十分な説明がなされたとは認められない。そのため、受任時には、依頼者との面談を徹底するなど、全額返金のための条件を説明する機会を設け、依頼者の十分な理解を得る必要がある。特に、特許事務所が独自に行う事前の商標調査において登録の可能性が〇〇%以上であると判断された商品等について拒絶されることを返金条件としている場合、単に電話やメールで返金条件を説明するだけでは十分な理解を得ることは難しいであろうことに留意すべきである。

(4) 事件の処理についての必要な説明及び助言

事件を担当する弁理士は、事件の内容及び依頼の目的を十分に理解した上で、当該受任事件の処理について説明を行い、その進め方を協議し、手続に必要な報酬及び費用について説明し、これらに関して必要と思われる事項の説明や助言を行う必要がある。この具体的な内容については、弁理士倫理研修テキストに記載されているので、これを参照していただきたい。

預り金の取扱いに関するガイドライン

(平成 29 年 8 月 30 日 執行役員会承認)

第1 目的

このガイドラインは、弁理士倫理（会令第36号）第9条の3から第9条の5までに規定する預り金の取扱いの適正を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

本ガイドラインは、弁理士倫理（会令第36号）第9条の3から第9条の5までの規定により、新たに預り金に関する会員の業務上の倫理の規律が定められたことを受けて、会員の預り金の取扱いの適正を図るため必要な事項を定めることを目的とするものである。なお、本規定等の制定は、これによって従来からの会員の預り金、前受金等に関する税務上の取扱いに変更を生じさせることを意図するものではない。

弁理士倫理（会令第36号）

第9条の3 会員は、その職務に関して依頼者から又は依頼者のために金員を預かったときは、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管し、その状況を記録しなければならない。

第2 預り金

預り金とは、弁理士又は特許業務法人である会員（以下「会員」という。）がその職務に関して依頼者から又は依頼者のために受領して保管する金員であって、次に掲げる金員のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 会員がその報酬として受領することを依頼者と合意した金員
- (2) 会員が立替払した金員に充当することができる金員
- (3) その他会員が返還の義務を負わない金員

(趣旨)

新たに預り金に関する規律を弁理士倫理で設けることとなったことを受けて、預り金の定義を明らかにして会員に示すこととした。

(解説)

1 職務

弁理士倫理の預り金に関する規定及び本ガイドライン（以下「本規定等」という。）の「職務」は、弁理士法（平成12年法律第49号。以下「法」という。）第4条から第6条の2までに規定する「業務」と同義であり、標榜業務も含む。外国代理人に依頼する特許出願等の手続であっても、資料の作成その他の事務を行うこと（法第4条第3項第2号）を通じて、会員の職務として関与することになるので、本規定等が適用されると解される。

2 依頼者から受領して保管する金員

一例として、立て替えずに前払請求した出願手数料、審査請求料、登録料等に係る印紙代は、これらの印紙代を最終的に費用として支出しない場合には、依頼者に残金の返還義務を負うので、預り金に該当する。

3 依頼者のために受領して保管する金員

「依頼者のために」とは、ライセンス交渉において相手方その他利害関係人からライセンス料を受領する場合、特許庁からの還付金を受領する場合など、依頼者以外の第三者から依頼者のために預かり保管すべき金員を受領した場合が該当する。

4 会員の報酬

会員が受領した金員のうち、会員が受任した事件の処理の報酬とすることを依頼者との間で合意した金額については、受任者としての金銭の引渡義務（民法第646条第1項）や返還義務はないので、預り金に該当しない。

5 立替払した金員

依頼者から又は依頼者のために受領した金員であっても、既に会員が受任した事件の処理のため

に出願手数料その他の手続費用を立て替えて支出しており、その支出した立替金額に充当するために受領した場合には、その金額について受任者の返還義務はないので、預り金に該当しない。

6 返還の義務を負わない金員

本項（１）（２）の例のほか、会員が返還の義務を負わない金員は預り金に該当しない。ただし、依頼者から又は依頼者のために受領した金員は、返還請求に応じて返還しなければならない金員である限り、本項（３）の金員に該当しない。（参考・最高裁平成15年6月12日判決・同13年（行ヒ）274号）

7 預り金に該当する具体例

上記2及び3に記載の該当例のほか、以下の例は預り金に該当する。

（１）立て替えずに前払請求した外国代理人の報酬や外国特許庁への手続費用

外国手続における外国代理人の報酬や手続費用については、外国代理人に報酬等を支払うという使途で受領し、外国代理人に支払うまでの間、会員が一時的に保管しているにすぎず、最終的に費用として支出しない場合には、依頼者に残金の返還義務を負うので、預り金に該当する。

（２）具体的な使途を特定せずに受領した金員

将来の支払に充てるために、あらかじめ一定の金員を受領した場合には、使途が特定されるまで預り金に該当する。一部又は全部の金員について使途が特定された段階で、その特定された使途に基づき、その特定された金員が預り金に該当するか否かが改めて判断される。

第3 預り金の保管方法

会員は、預り金を保管するときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にして保管しなければならない。

（１）預り金のみを管理する専用の口座を銀行その他の金融機関に開設し、当該口座において管理する方法

（２）預り金のみを管理する専用の金庫に収納し、又は金庫に預り金であることを明示して封入し、保管する方法

（３）予納台帳その他の官公署に対する手続費用の納付に使用する専用の口座に預り金以上の額の残高を常時確保して管理する方法

（趣旨）

出願手数料、審査請求料、登録料等に係る印紙代等を預かった場合に、まずはできる限り速やかに手続を完了することが肝要である。

一方、業務の性格上、預り金を一定期間にわたって保管管理するような事情も少なくはない。そ

ここで、上記のような管理方法を一例として提示する。

預り金を自己の金員と区別して保管することは、預り金をめぐる紛争及び不祥事を避けるための基本的な義務として弁理士倫理第9条の3で規定されている。預り金は、自己の金員と区別して預り金であることを明確にする方法で保管しなければならない。

本項で提示する管理方法の3類型は例示列举であり、預り金の金額や預かる期間、会員の事務所の業務体制等によっては、会計処理上自己の金員と明確に区分することができる形で計上するなどの管理方法も排除されるものではなく、このような上記3類型以外の管理方法も許容され得るとの趣旨を柱書で「その他の適当な方法」として明らかにした。

(解説)

1 預り金であることを明確にする方法

「預り金であることを明確にする方法」とは、自己の金員と預り金が混在せず明確に分離されている方法を指す。

例えば、預り金のみを管理する専用の金融機関口座（以下「預り金口座」という。）を開設して預金することが考えられる（本項(1)）。また、預り金を現金で保管する場合（本項(2)）には、預り金を専用の金庫で保管したり、封筒に入れて保管したりする方法等が考えられる。なお、自己の金員と預り金を同一の金庫で保管するような場合は、金庫内で収納する棚を分けるとか、別々の袋に入れて保管するなどの工夫が必要と解される。

2 預り金口座

会員が自己の金員を入金する預金口座（事業主口座）とは別に、預り金口座を金融機関に開設する方法は、自己の金員との混在防止の観点から分別管理の方法として明確である。

預り金口座の名義は、「預り金〇〇」、「預り口〇〇」、「預り金口〇〇」、「〇〇預り金」等、預り金であることが口座名義でも明示されていれば、会員の債権者からの差押え等の効力が依頼者の預り金に及ぶ危険の回避も図られるので望ましい。ただし、口座名義について厳格な運用をしている金融機関が存在するため、常に預り金口座であることを明示した名義とすることまでは求めない。

また、預り金口座の開設は自己の金員と区別することが主たる目的であり、複数の口座開設について厳格な運用をしている金融機関が存在するため、預り金口座を依頼者ごと又は事件ごとに作成することまでは求めない。

なお、預り金口座を開設した場合でも、預り金の全額を常時預り金口座に入金して保管することが義務付けられるものではない。

3 予納台帳等における預り金以上の残高の確保

出願手数料、審査請求料、登録料等に係る印紙代については、依頼者から手続費用として入金があった金額以上の予納残高を予納台帳において確保しておく方法など、預り金を預かった趣旨に従って手続費用として納付するに足りる金額が常時確保されるように保管する方法（本項(3)）も、預り金の分別管理として適当な方法に含まれる。

「預り金以上の額の残高を常時確保して管理する」ことが求められるのであるから、例えば予納台帳や手続費用の口座振替用金融機関口座等の残高が全ての依頼者のための手続費用を賄うには不足し、又は不足することが見込まれる場合、特許庁への各種手数料等の納付制度の性質上、預り金の適切な分別管理がなされているものとはいえない。

したがって、本項(3)の管理方法を採るときは、そのような残高不足等を生じさせないように、予納台帳等の残高や手続費用の納付時期等を適切に確認することが求められる。

4 その他の適当な方法

「その他の適当な方法」が「自己の金員と区別し、預り金であることを明確にして保管」の要件を満たすか否かについては個別具体的に判断され、会計処理による自己の金員との区分だけをもって常にこの要件を満たすとは限らない。例えば、自己の現金と預り現金とが明確に区分されずに保管されている状態では、預り金を自己の金員と区別して保管しているとは認められず、速やかに預り現金であることを明示して封入し保管する等の対応を要する。よって、本項の要件を容易に満たすには、上記の3類型による管理が推奨される。

第4 預り証

会員は、依頼者から預り金を受領したときは、依頼者に対し、預り証を発行するものとする。ただし、口座振込みの方法で預り金を受領した場合にあっては、依頼者の請求があったときに限る。

(趣旨)

本項では、預り金の授受に関する紛争に備えるため、依頼者に対する預り証の発行をするものとした。預り証は、必ずしも「預り証」と題するものでなくてもよく、預り金を受領したことが分かるものであれば、「受取証」等でも差し支えない。

口座振込みの方法で預り金を受領した場合については、依頼者が振込明細書等の記録を保有していることが多いため、本項ただし書きで、依頼者の請求があったときに限り発行すべき旨の指針が示されている。

(解説)

依頼者からの個別の入金について、実際に預り金を受領したか否かを明らかにするため、預り証を発行することが求められる。依頼者から定期的に預り金を受領して弁済に充てる場合など、依頼者との合意によりあらかじめ収支計画が存在する場合であっても同様である。なお、依頼者からの預り金を分割で受領する場合など、受領ごとに預り証を発行していたのでは手続きが煩雑になるときは、口座振込みの方法によることが考えられる（本項ただし書き）。

第5 記録

(1) 会員は、預り金を保管するに当たり、入出金の年月日及び金額並びに入金の目的又は出金の使途を記録するものとする。

(2) 会員は、前項に規定する記録を、前項の預り金に係る職務が終了した後5年間保存するものとする。

(趣旨)

本項(1)においては、弁理士倫理第9条の3が預り金の保管状況を記録しなければならない旨を定めていることを受けて、記録すべき内容（入出金の年月日及び金額並びに入金の目的及び出金の使途）について定めた。

記録の保存期間については、事業所得等の税務申告上必要とされる帳簿書類の保存期間等を考慮の上、5年間とされた（本項(2)）。

(解説)

記録方法については、特に制限を設けず、適宜の方法によればよいこととされているので、出納簿に記載する等の方法のほか、パソコン上のデータ保存をする方法でもよいことになる。「入金の目的」や「出金の使途」は、例えば「A社用」のように記録することが考えられる。

記録の保存期間については、他の法令等の規定により本項で定めるよりも長期の期間保存すべき義務があると解されるものについては、法令等において定められた期間保存する必要があることは当然である。

弁理士倫理（会令第36号）

第9条の4 会員は、預り金を預かり保管した目的以外に使用してはならない。

第6 流用の禁止

会員は、預り金を預かり保管した目的のために使用しなければならず、その目的以外に使用してはならない。

(趣旨)

預り金を預かった目的以外に使用してはならないのは余りにも当然のことであるが、本ガイドラインの各項目の指針を示す上での基本的な指針となるものであることから、確認的に指針を示した。それとともに、預り金を委任契約において意図されたところに従い、預かり保管した目的のために適時かつ適切に使用すべきことも、委任の本旨に従い善管注意義務（民法第644条）をもって受任事件を処理すべき会員の職務上の義務として当然に導かれるところであるから、同様に指針として示すこととした。

(解説)

出願手数料、審査請求料、登録料等に係る印紙代など、依頼者から手続費用に充てるために預かった預り金は、正当な理由がない限り、法令等で定める手続期間に従い、適切な時期に手続費用として納付するなど、その目的に従った支出等の使用に充てなければならないことは当然である。

弁理士倫理（会令第36号）

第9条の5 会員は、受任した事件の処理が終了したときは、委任契約に従い、金銭を清算した上、預り金を遅滞なく返還しなければならない。

第7 収支報告

会員は、依頼者の請求があったとき、又は預り金に係る職務が終了したときは、依頼者に対し、入出金の概要を記載した書面により報告する方法その他の適当な方法により、預り金の収支について報告するものとする。

(趣旨)

本項は、弁理士が受任した事件の処理について負うべき報告義務（民法第645条）の一つとして、預り金の収支を報告すべきことを定めたものである。

会員は、受任した事件の処理が終了したときは、委任契約に従い、金銭を清算した上、預り金を遅滞なく返還しなければならない（弁理士倫理第9条の5）。ところが、受任した事件の処理が終了したときに、入出金の概要が不明であると、依頼者としては会員において立て替えて支出した手続費用との精算処理など、弁理士倫理第9条の5に規定する会員の清算・返還義務が正しく履行されているかどうか確認することが困難となるものであるから、依頼者に入出金の概要が明らかになるように適切な方法によって収支報告を行わなければならない。

(解説)

預り金の収支報告のための適当な方法としては、入出金の概要を記載した書面により報告する方法が例示されている。

もっとも、全ての預り金について常に入出金の概要を記載した独立の書面を作成しなければならないわけではなく、例えば、前払金を受領した事件の処理が終了し、当該前払金のうち依頼者に返還すべき残額や追加請求すべき費用がなく、かつそれまでの書類（請求書、精算明細書や特許庁への提出書類の控え等）の授受その他のやり取りによって依頼者にも収支の概要が明らかな場合には、改めて入出金の概要を記載した独立の書面を作成するまでの必要はない場合も考えられる。しかしながら、依頼者から請求があったとき等には、速やかな収支報告が可能となるように適切に管理をしておくべきことは当然である。

第8 附則

弁理士倫理第9条の3から第9条の5までの規定の施行に伴う経過措置に関する規定を設けていないことから、本規定等の施行日以前に預かった金員であっても、施行日において預り金に該当するものは、本規定等の適用を受けることになる。

以上

弁理士倫理第3条の2及び第4条の2に関するガイドライン

(令和2年1月23日 執行役員会承認)

第3条の2 複数の弁理士が事務所を共にする場合（以下この事務所を「共同事務所」という。）において、共同事務所に所属する弁理士（以下「所属弁理士」という。）は、他の所属弁理士（所属弁理士であった場合を含む。）が、弁理士法（平成12年法律第49号。以下「法」という。）第31条又は第48条第2項若しくは第3項の規定により業務を行い得ない事件については、業務を行ってはならない。ただし、業務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りでない。

2 前項の共同事務所に、当該共同事務所と異なる事務所（主たる事務所又は従たる事務所を問わず。）に所属する弁理士がいるときは、当該異なる事務所を含め共同事務所とみなし、前項の規定を適用する。この場合において、共同事務所とみなされた事務所とさらに異なる事務所（主たる事務所又は従たる事務所を問わず。）に所属する弁理士がいるときは、当該さらに異なる事務所も含め共同事務所とみなし、順次同様とする。

(趣旨)

本条は、弁理士法（平成12年法律第49号。以下「法」という。）第31条又は第48条第2項若しくは第3項に規定する業務を行い得ない事件（以下「利益相反事件」という。）に当たるか否かの判断を、弁理士個人単位の単位ではなく、共同事務所まで含めた事務所単位で行うべきことを定めた規定である。

なお、共同事務所に所属する弁理士が他の事務所（主たる事務所又は従たる事務所を問わない）にも所属している場合は、他の事務所も含めたものが共同事務所とみなされ、それら全ての事務所を合わせて利益相反事件に当たるかの判断を行う必要がある。

(解説)

1 事務所単位で利益相反の有無を管理すべき理由

一つの事務所に複数の弁理士が所属している共同事務所では、通常、複数の弁理士間において取扱い事件に関する様々な情報が共有されている。そのため、共同事務所に所属する弁理士の一人が利益相反事件として業務を行い得ない場合に、その事務所の他の所属弁理士がこれを取り扱おうとすれば、依頼者に疑念と不安を生ぜしめ、弁理士の業務の公正を疑われることになる。

したがって、依頼者の信頼確保、弁理士の業務の公正確保を図るため、共同事務所全体で利益相反に当たる事件を受任することのないよう対応する必要がある。

また、共同事務所は、特許業務法人と異なり法人格は有していないものの、社会的にみてそれ自体が有機的一体の組織であることは明らかであり、したがって、1つの組織として利益相反に当たる事件を受任してはならないことは、当然の要請といえる。そして、弁理士の業務範囲には、無効審判や審決取消訴訟、侵害訴訟、または契約の締結交渉など、弁理士法31条の利益相反が生ずる可能性のある係争系業務が多く含まれており、今後も係争系業務の範囲が拡大していくことが予想される。そのため、業務範囲の拡大に伴う社会的要請により、事務所に所属する弁理士の人数及び受任する事件数が増大し、利益相反が生ずる機会が増えることは確実であり、弁理士に対する信頼を今後も維持していくためには、利益相反が生じないよう、共同事務所全体を単位として利益相反に関する規律を確立する必要がある。

しかしながら、弁理士の利益相反事件に関する規定は、弁理士法第31条の弁理士個人に関する規定及び同第48条の特許業務法人に関する規定があるに止まり、事務所単位で利益相反の有無を管理すべきことに関する規定は、弁理士法だけでなく当会の会令にも存在していない。

そこで、弁理士倫理（会令第36号）を一部改正し、事務所単位での利益相反事件の取扱いに関する規定として、本条を定めることとした。

なお、共同事務所の形態、規模は様々であり、それぞれの共同事務所の実情に応じてとるべき措置の具体的内容も様々であると考えられる。したがって、共同事務所に所属する弁理士は、依頼者の信頼確保、弁理士の業務の公正確保の観点から、それぞれの共同事務所の実情に応じて、本条で求められる対応を適切に講じていくことが求められる。

2 第1項本文の趣旨

第1項本文は、共同事務所に所属する弁理士の1人が利益相反に当たるものとして業務を行い得ない場合に、他の所属弁理士がこ

れを取り扱うことを禁止するものである。

また、事務所を離脱した他の所属弁理士についても、共同事務所に所属中に同様の事情があった場合も、事件をその事務所（離脱前に所属していた共同事務所）で取り扱うことを禁止する必要があると考えられる。なぜなら、所属弁理士であった者が、その事務所を離脱する前に相手方から協議を受けて賛助していた場合は、その相手方は事務所に対する信頼をもって協議しているであろうし、また、その際開示された秘密は事務所内で共有されている可能性がある（依頼人からみた場合、そのような疑いを生ずるであろう）ことから、たとえ直接協議した弁理士が事務所から離脱した後であっても、同一の事務所（離脱前に所属していた共同事務所）において他の所属弁理士がその事件を相手方から受任することは、業務の公正に対する疑念を生じさせることになるからである。

もっとも、所属弁理士であった者が、当該事務所からの離脱後に協議を受けて賛助したり、依頼を承諾したに過ぎない場合などは、当該事務所において業務の公正を保ち得ないという事情は存在し得ないから、第1項但書の「業務の公正を保ち得る事由があるとき」に当たり、事件の取扱いには禁止されない。

また、本条の「複数の弁理士が事務所を共にする場合」とは、パートナー（経営者）の弁理士が複数名いる場合や、パートナーとアソシエイト（従業者）がそれぞれ1名又は複数名いる場合を含む。所属弁理士が経営者であるか従業者であるかに関わらず、1つの事務所（主たる事務所と従たる事務所を合わせたもの）に複数の弁理士が所属している場合には、本条が適用される。

なお、特許業務法人については、弁理士法第48条が法人すなわち事務所の単位で利益相反の有無を管理すべきことを定めているため、特許業務法人は本条の対象としていない。すなわち、特許業務法人の事務所は、本条の「共同事務所」に該当しない。

3 第1項但書の趣旨

実効性のあるチャイニーズ・ウォールが設けられており、それが対外的にも明示されている場合など、業務の公正を保ち得る特段の事由がある場合には、業務の取扱いを禁止する理由はない。したがって、第1項但書において、そのような場合には例外的に業務を行い得ることを定めている。

ただし、チャイニーズ・ウォールが構築されている一事をもって当然に業務の公正を保ち得る事由があると断定することはできないことに留意が必要である。

いかに厳格なチャイニーズ・ウォールの措置がとられているからといって、典型的な相対立する事件、例えば無効審判事件において、請求人代理人と被請求人代理人が同一事務所の弁理士であることは容認すべきでないと考えられる。このような典型的な当事者系事件や侵害訴訟などの訴訟事件は利害対立の程度が極めて大きく、また、チャイニーズ・ウォールの措置の運営実態は事務所内部の問題であって依頼人が直接知り得ることではないため、依頼人に疑惑と不安を生ぜしめ、会員の業務執行の公正さを疑われることとなるおそれが大きいからである。

したがって、チャイニーズ・ウォールのルールが設けられ、適切に運用されており、かつそれが依頼人のみならず相手方にも明示されているとしても、無効審判及び侵害訴訟などの当事者系事件における対立当事者の代理人を同一の事務所の弁理士が務めることは、「業務の公正を保ち得る事由があるとき」に当たらず、事件の取扱いは容認されない。

では、どのような場合が「業務の公正を保ち得る事由」に当たるかであるが、事案の利害対立の程度、当該事案における秘密情報の共有や流用のおそれの有無、相手方との関係の依頼人への告知の有無・程度、依頼人からの同意の有無などの事情を総合的に考慮して、個別具体的に判断することとなろう。例えば、A社とB社間の特許ライセンス契約について、ある共同事務所の弁理士甲がA社に助言している場合に、B社とC社間の商標権譲渡契約（この商標権は特許権とは関連性がないものとする）について同じ共同事務所に所属する他の弁理士乙がB社に助言する場合であって、その他の諸般の事情も勘案すると、利害対立の程度が相対的に小さく、当該事案における秘密情報の共有や流用のおそれがないといえる場合には、弁理士甲と乙との間でチャイニーズ・ウォールの措置が適切に講じられており、それが対外的にも明示されていれば、「業務の公正を保ち得る事由」に該当すると判断される場合もあり得る。

4 第2項の趣旨

第2項は、所属弁理士が他の事務所を主たる事務所または従たる事務所として登録し所属している場合に、当該他の事務所に所属する全ての弁理士も含めた範囲を1つの共同事務所として、利益相反の有無を管理すべきことを定めている。

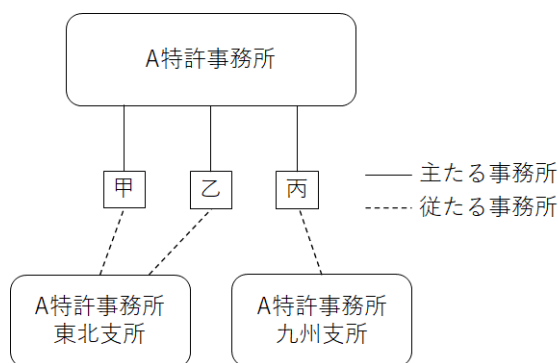
このような形態の場合、それらの事務所では事件に関する情報が共有されている可能性がある（依頼人からみた場合、そのような

疑いを生ずるであろう) ことから、依頼人に疑惑と不安を生ぜしめ、会員の業務執行の公正さを疑われることとなるおそれ大きいからである。

5 複数の事務所を合わせた利益相反管理が必要になる場合の例

所属弁理士が他の事務所を主たる事務所または従たる事務所として登録し所属している場合にそれら複数の事務所を合わせた利益相反管理を行う場合を、例を用いて解説する。

5-1 従たる事務所が支所に当たる場合



A 特許事務所には、弁理士甲、乙及び丙が所属している。A 特許事務所の本拠地は東京であるが、事務所としての支所を東北及び九州にも設けている。A 特許事務所東北支所は弁理士甲及び乙が担当し、A 特許事務所九州支所は弁理士丙が担当している。

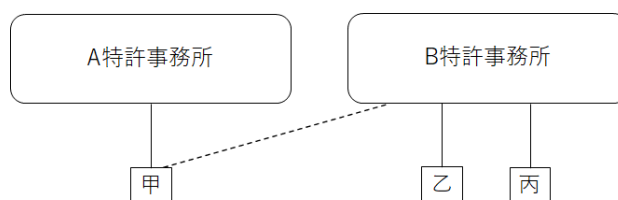
この担当に合わせて、弁理士甲及び乙は、本部である A 特許事務所を主たる事務所として登録するとともに、A 特許事務所東北支所を従たる事務所として登録している。また、弁理士丙は、本部である A 特許事務所を主たる事務所として登録するとともに、A 特許事務所九州支所を従たる事務所として登録している。

この例の場合、事件や依頼者に関する情報は、本部と支所との区別なく、弁理士甲、乙及び丙の間で共有されていることが通常であり、少なくとも外部の第三者からはそのようにみられるであろう。また、一般的には、本部としての A 特許事務所と各支所を合わせたものが有機的一体としての組織と捉えられるであろう。

したがって、依頼人に疑惑と不安を生ぜしめ、会員の業務執行の公正さを疑われることとなることを防止するためには、A 特許事務所と各支所を合わせたものを一つの「共同事務所」として、利益相反管理を行う必要がある。

なお、上記は特許業務法人ではない共同事務所を前提としているが、A 特許事務所が特許業務法人の場合も同様である（以下の例も同様）。

5-2 他事務所での業務案件の対応の場合の例



弁理士甲は、自身が経営する A 特許事務所を主たる事務所として登録し、他の弁理士乙が経営する B 特許事務所を従たる事務所として登録している。これは、例えば週のうち半分は自身の事務所の依頼者の案件の作業をし、残りの半分は他の事務所の実質的な従業者として、その事務所の依頼者の案件の作業をする、というような場合である。

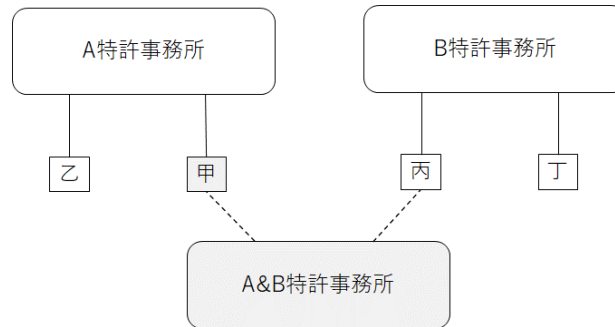
この場合に、X 社が Y 社を相手方とする無効審判の請求人代理人を弁理士甲に依頼し、弁理士甲は自己独自の案件として、すなわち A 特許事務所の取扱案件として受任したとする。一方、弁理士乙は、Y 社から依頼を受けて、当該無効審判事件の被請求人代理人を受任したとする。

この場合、X 社及び Y 社からみれば、弁理士甲が（従たる事務所とはいえ）B 特許事務所の一員である以上は、弁理士甲と弁理士

乙が意思を通じており、また情報を共有しており、自己の利益を図らず、相手方の意を汲んで対応するのではないかといった疑惑と不安を生じ、会員の業務執行の公正に疑いを抱くおそれがある。

これを防止するためには、A 特許事務所と B 特許事務所を合わせて一つの「共同事務所」として、利益相反管理を行う必要がある。

5-3 他事務所との相互業務提携の場合の例



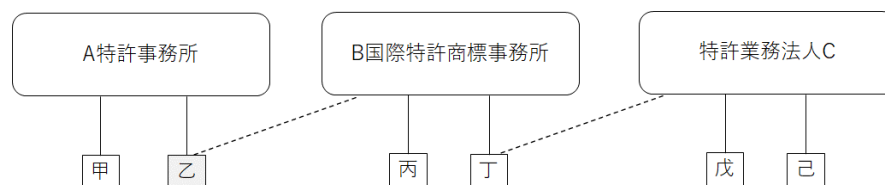
A 特許事務所を経営する弁理士甲と B 特許事務所を経営する弁理士丙は、両事務所提携して事業を行う拠点として A&B 特許事務所を設けている。弁理士甲及び弁理士丙は、それぞれ A 特許事務所と B 特許事務所を主たる事務所として登録しており、A&B 特許事務所を従たる事務所として登録している。

そして、弁理士乙が X 社の依頼を受けて Y 社を相手方とする無効審判の請求人代理人を受任し、弁理士丁が Y 社の依頼を受けて被請求人代理人を受任したとする。

この場合、弁理士乙と弁理士甲が同一の事務所に所属しており、弁理士丙と弁理士丁が同一の事務所に所属しており、かつ、弁理士甲と弁理士丙が同一の A&B 特許事務所に所属していることから、X 社及び Y 社からみれば、弁理士乙と弁理士丁は、それぞれ同じ事務所に所属する弁理士甲及び丙を介して意思を通じており、また情報を共有しており、自己の利益を図らず、相手方の意を汲んで対応するのではないかといった疑惑と不安を生じ、会員の業務執行の公正に疑いを抱くおそれがある。

これを防止するためには、A 特許事務所、B 特許事務所及び A&B 特許事務所を合わせて一つの「共同事務所」として、利益相反管理を行う必要がある。

5-4 3以上の事務所が連鎖的に関係する場合の例



5-1~3 の例は A 特許事務所と B 特許事務所という 2 つの主たる事務所が関係している場合であったが、上図のように 3 つ以上の事務所が連鎖的に関係する場合もある。このような場合も、全ての事務所を合わせて一つの「共同事務所」として、利益相反管理を行う必要がある。

上図の場合において、弁理士甲が X 社の依頼を受けて Y 社を相手方とする無効審判の請求人代理人を受任し、弁理士己が Y 社の依頼を受けて被請求人代理人を受任したとする。

この場合、A 特許事務所と B 国際特許商標事務所、B 国際特許商標事務所と特許業務法人 C は、それぞれ弁理士乙と弁理士丁を介して一定の関連性を有していても、A 特許事務所と特許業務法人 C は何らの関連性を有していないという場合もある。一方で、一つの事務所で多数の事件を取り扱うこととすると利益相反に当たることから受任できないという機会損失が生じるため、これを避けるために形式的に事務所を 3 つに分割して登録している、という場合もあり得る。

しかし、それぞれの事務所の関連性の具体的事情は各弁理士間の内部的な事柄であり、依頼者等の外部の第三者からは把握できないのが通常である。

そのため、実態の如何にかかわらず、X 社及び Y 社からみれば、3 つの事務所に所属する弁理士が意思を通じており、また情報を

共有しており、自己の利益を図らず、相手方の意を汲んで対応するのではないかといった疑惑と不安を生じ、会員の業務執行の公正に疑いを抱くおそれがあることは否定しがたい。

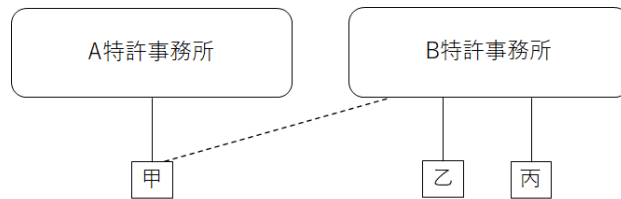
これを防止するためには、A 特許事務所、B 国際特許商標事務所及び特許業務法人C を合わせて一つの「共同事務所」として、利益相反管理を行う必要がある。

ただし、A 特許事務所と特許業務法人C の関連性が実際には希薄であるような場合には、弁理士乙及び弁理士丁が他の事務所を従たる事務所として登録している目的、従たる事務所における業務の実態、各事務所の案件情報の管理の実態などの具体的事情を総合的に考慮して、業務の公正を保ち得る事由があるときに当たる（すなわち、事件の受任が可能である）と判断される場合もあるであろう。

5-5 本条の当てはめの例

参考までに、上記5-2～4について、本条を適用した場合を以下に説明する。

5-5-1 他事務所での業務案件の対応の場合の例



まず弁理士甲に着目して説明する。

弁理士甲は、A 特許事務所（主たる事務所）のほか、他の事務所である B 特許事務所（従たる事務所）にも所属している。したがって、A 特許事務所と B 特許事務所を合わせたものが「共同事務所」に当たることになる。

よって、弁理士甲は、B 特許事務所の所属弁理士である弁理士乙及び弁理士丙と合わせて、第1項本文に定める利益相反の管理を行う必要がある。

次に、弁理士乙に着目して説明する。

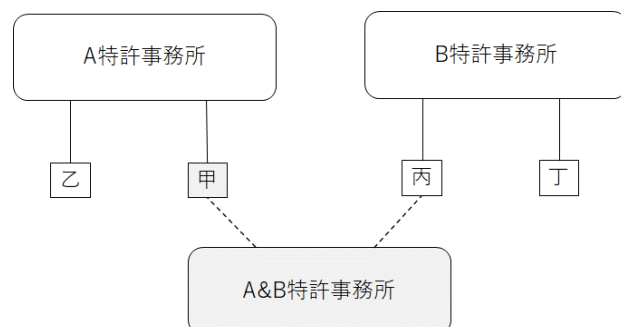
弁理士乙自身も、B 特許事務所の所属弁理士である弁理士丙も、他の事務所を主または従たる事務所としては登録していない。しかし、弁理士甲が B 特許事務所を従たる事務所として登録していることにより、A 特許事務所と B 特許事務所を合わせたものが「共同事務所」に当たることになる。

よって、弁理士乙は、弁理士丙及び A 特許事務所の弁理士甲と合わせて、本条に定める利益相反の管理を行う必要がある。

なお、この例の場合、弁理士甲が弁理士乙または弁理士丙の承諾を得ることなく、弁理士乙または弁理士丙の与り知らぬところで、B 特許事務所を従たる事務所として登録している場合もあり得る。そのような場合、弁理士乙及び弁理士丙は、弁理士甲を含めて利益相反の有無を管理する必要性を認識できないので、弁理士甲を含めた利益相反管理を行っていなかったとしても、責任を問われることはないであろう。

ただし、弁理士乙が事後的に弁理士甲の登録の事実を認識した場合は、弁理士甲と協議し、弁理士甲または弁理士乙のいずれかが代理人を辞任する等の対処により、遅滞なく利益相反状態を解消することが求められる。

5-5-2 他事務所との相互業務提携の場合の例

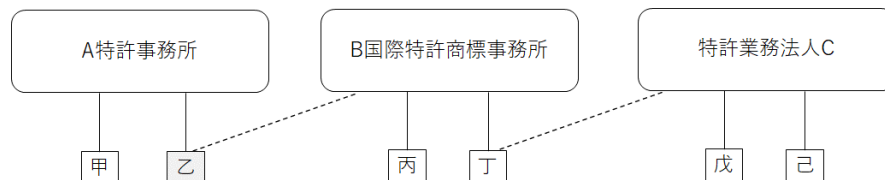


A&B 特許事務所に所属している弁理士甲と弁理士丙はそれぞれ、A 特許事務所と B 特許事務所も主または従たる事務所として登録している。

弁理士甲と弁理士丙が複数の事務所に所属している結果、A&B 特許事務所、A 特許事務所及び B 特許事務所を合わせたものが「共同事務所」に当たることになる。

したがって、例えば弁理士乙は、弁理士甲、弁理士丙及び弁理士丁を合わせて、本条に定める利益相反の管理を行う必要がある。

5-5-3 3以上の事務所が連鎖的に関係する場合の例



弁理士乙は、A 特許事務所と B 国際特許商標事務所に所属しているから、A 特許事務所と B 国際特許商標事務所を合わせたものが「共同事務所」に当たることになる。さらに、弁理士丁は、B 国際特許商標事務所と特許業務法人 C に所属しているから、B 国際特許商標事務所と特許業務法人 C を合わせたものが「共同事務所」に当たることになる。

よって、これらを総合すると、A 特許事務所、B 国際特許商標事務所及び特許業務法人 C を合わせたものが「共同事務所」に当たることになる（第3条の2第2項）。

したがって、例えば弁理士甲は、弁理士乙、弁理士丙、弁理士丁、弁理士戊及び弁理士己を合わせて、本条に定める利益相反の管理を行う必要がある。

6 事務所単位での利益相反管理の方法

本項では、事務所単位で利益相反の有無を確認するための実践的な方法を説明する。

6-1 基本的な確認方法

共同事務所における利益相反の有無の確認の一般的な方法は、共同事務所の所属弁理士全員に対して、例えば「依頼者を A 社とし、相手方を B 社として、特許第〇号に対する無効審判事件の依頼を受けることについて、利益相反の可能性がある方がいましたら、明日〇時までに回答ください。」という内容の電子メールを送信することである。

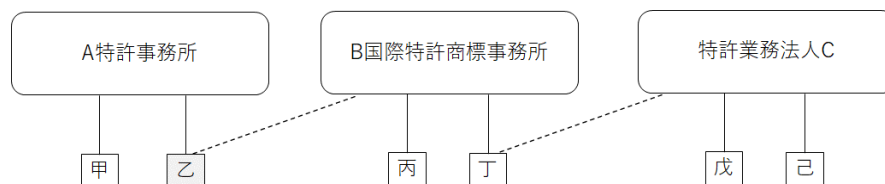
誰か一人からでも「利益相反あり」との回答があれば、A 社の依頼を断るべきこととなる。誰からも回答がなければ、共同事務所内に利益相反の問題はないと判断して、A 社の依頼を受任することができる。

なお、誰からも「利益相反あり」の回答がなかった場合でも、他の所属弁理士が利益相反に当たる案件を見落としていたり、休暇中でメールを読んでいないといった場合もあり得る。この場合のように、受任時には利益相反なしと判断して受任したが、その後に利益相反に当たる事由があることが判明した時は、事件に関係している所属弁理士が協議していずれかの所属弁理士が辞任する等の対処により、遅滞なく利益相反状態を解消することが求められる。

遅滞なく利益相反状態を解消する措置をとれば、形式的には本条の違反に当たるとしても、「本会の秩序又は信用を害したとき」（会則第49条1項）に当たるとまではいえず、通常は処分事由に当たらないであろう。

6-2 複数の事務所を合わせて確認するための方法

例えば、上記5-4の例の場合であれば、次のような方法で3つの事務所を合わせて利益相反の有無を確認することになるであろう。



まず、事前の準備として、各事務所は、所属弁理士の他の事務所への登録状況を把握しておくことが必要となる。例えば、A 特許事務所においては、事前に弁理士乙が B 国際特許商標事務所も（従たる事務所）として登録している事実を把握し管理しておく必要がある。そのための方法としては、事前に管理責任者を決めておき、所属弁理士が他の事務所も（主または従たる事務所として）登録しようとする場合は、管理責任者に届け出て承認を受けることをルール化しておけばよいであろう。

弁理士甲が依頼者から依頼を受けた場合、電子メールなどの方法により速やかに A 特許事務所内の利益相反の有無を確認する。

そして、弁理士乙は B 国際特許商標事務所にも所属しているから、弁理士乙や弁理士甲、または A 特許事務所の管理責任者は、B 国際特許商標事務所にも同様に確認を行うことを依頼する。

なお、他の事務所（B 国際特許商標事務所）に照会する責任者を弁理士乙とするか、または弁理士甲とするか、あるいは管理責任者とするかのルールも予め決めておく必要があるであろう。

この依頼を受けた B 国際特許商標事務所は、特許業務法人 C への確認依頼も含めて同様の確認をする。

特許業務法人 C も事務所内で利益相反の確認を速やかに行い、その結果を B 国際特許商標事務所に回答する。

B 国際特許商標事務所は、特許業務法人 C の回答結果も含めて、結果を A 特許事務所に回答する。

この一連の確認作業により、A 特許事務所の弁理士甲は、利益相反に当たるか否かの判断をすることが可能となる。

仮に事前に所属弁理士の他の事務所への登録状況を適切に把握することを怠っていたり、他の事務所に照会する責任者を予め決めておかなかったこと等、他の事務所を合わせた利益相反の有無を迅速かつ適切に把握するための態勢を構築することを怠っていたことが原因となって、本条に違反する事件を受任してしまった場合、共同事務所を経営する立場にあり当該態勢を構築すべきことに責任を負っている会員は、使用人等の監督義務（会則第 46 条）に違反したもとして、処分の対象となり得ることに注意が必要である。

6-3 他の事務所に照会することについて依頼者の同意が必要であること

上記 6-2 のとおり、複数の事務所を合わせて利益相反の有無を確認するためには、依頼された案件の概要を他の事務所に知らせて照会する必要がある。

その場合、他の事務所に照会することについて、事前に依頼者の同意を得ておかなければならないことに留意が必要である。

すなわち、上記 5-4 の例の場合において、A 特許事務所の弁理士甲が、X 社から、Y 社を相手方とする無効審判の請求人代理人の依頼を受けたとする。

この場合、X 社が Y 社に対する無効審判請求を検討しているという事実は、X 社にとっては通常、実際に請求手続を完了するまでは秘密にしておきたい事項である。また、X 社の通常の意味としては、自社が相談した内容は A 特許事務所内で秘密情報として管理され、他の事務所に開示されることはないと考えているであろう。

したがって、A 特許事務所の所属弁理士が X 社の承諾を得ることなく、B 特許事務所等に依頼内容を開示した場合、弁理士法 30 条の秘密保持義務に違反することになるおそれがある。

よって、他事務所に依頼内容を伝えて利益相反の有無を照会する場合は、弁理士法 30 条に違反することのないよう、事前に依頼者に対し、利益相反の有無を確認するために他の事務所に依頼内容を伝える必要があること、及び、照会先の他の事務所の名称などを示して、同意を得ておく必要がある。その同意は、後々のトラブルを防止するために、文書やメールなど、記録に残る方法によるべきである。

もっとも、依頼者の立場からすれば、相手方が既に照会先の他の事務所に相談しており、その事務所経由で自社の依頼内容が相手方に伝わるおそれがあることから、同意を拒むことは考えられる。仮に依頼者が同意を拒んだ場合は、共同事務所全体での利益相反の有無を確認できないことになるから、弁理士甲は無効審判事件を取り扱うことができず、X 社の依頼を断る必要がある。

7 その他

7-1 同一業種の X 社と Y 社からの出願手続の依頼を受任する場合には本条は適用されないこと

同一業種で競合関係にある X 社と Y 社からの出願手続の依頼を受任することは、弁理士倫理第 3 条の「独立の立場について疑問をもたれるような利害関係を有する場合」の典型例の一つであるが、本条（第 3 条の 2）は適用されない。

なぜなら、本条は弁理士法第 31 条又は第 48 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により業務を行い得ない事件、すなわち当事者系事件に関する規定であるが、出願手続は当事者系事件ではないから、原則として弁理士法第 31 条又は第 48 条 2 項若しくは 3 項の対象で

はなく、したがって本条の対象でもないことになるからである。

ただし、独立の立場について疑問をもたれるような利害関係の有無の判断の考慮要素の一つとなる共同事務所の範囲に関しては、第3条の2の新設により、5-2や5-3の例でいえばA特許事務所とB特許事務所を合わせたものが一つの共同事務所とみなされることが明確になったことに留意が必要である。

7-2 事務所の所属弁理士の一部と連絡が取れず、利益相反の有無がすぐには確認できない場合の対応

依頼者が当事者系事件の依頼をしてくる場合、通常は依頼者は早期に代理人等を決定して対応策の具体的検討を進めたいと考えていることから、受任が可能か否かの回答は速やかに行う必要がある。通常は、依頼を受けた翌日か、遅くとも数日以内には回答することが求められる。

しかし、事務所単位で利益相反の有無を確認する場合、所属弁理士の一人が病気で休養中であつたり、海外出張のための移動中であるなどの理由により、依頼者から求められた回答期限内に利益相反の有無を確認できない場合があり得る。

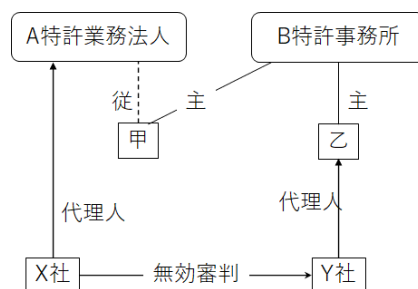
このような場合は、利益相反がないことが確認できない以上は、受任することは許されない。

したがって、依頼者に対して速やかに状況を説明し、受任を断るべきこととなる。

7-3 本条第1項に特許業務法人に関する規定である弁理士法第48条第2項・3項が含まれている理由

特許業務法人に関しては、弁理士法第48条により、事務所単位で利益相反の有無を判断すべきことが求められているので、弁理士法と同様の規定を会則で重ねて定める必要はないことから、本条は特許業務法人を対象としていない。

それにもかかわらず、本条第1項に同法第48条第2項・3項が含まれているのは、以下のようなケースがあり得るからである。



すなわち、弁理士甲は、A特許業務法人の社員であり、A特許業務法人を従たる事務所として登録しており、B特許事務所を主たる事務所として登録している。弁理士乙は、B事務所を主たる事務所として登録している。

そして、X社を請求人とし、Y社を被請求人とする無効審判について、A特許業務法人がX社の代理人を務め、B特許事務所の弁理士乙がY社の代理人を務めているとする。なお、A特許業務法人においては、弁理士甲は当該無効審判に関与していないとする。

この場合、X社及びY社からすれば、A特許業務法人に属する弁理士とB特許事務所の弁理士乙は弁理士甲を介して意思を通じており、自社に不利な情報を相手方のために利用するのではないか等の疑念を生じるおそれがあるから、このような事件の取扱いを禁止する必要がある。

しかし、本条第1項に同法第48条第2項・3項が含まれていない場合、B特許事務所弁理士乙がY社の代理人となることは、禁止されないことになる。なぜなら、B特許事務所の所属弁理士は弁理士乙と弁理士甲であつて、X社の代理人であるA特許業務法人は所属弁理士ではないからである。

また、A特許業務法人がX社の代理人となることについても、特許業務法人に本条は適用されないので、受任が許されることになる。

したがって、本条第1項に同法第48条第2項・3項が含まれていない場合、本来は取扱いを禁止すべきであるにもかかわらず、事件の取扱いが認められることになってしまう。本条第1項の「第48条第2項若しくは第3項の規定により」は、これを防止するための規定である。

すなわち、弁理士法第48条第2項・3項は、特許業務法人が取扱いを禁止される事件について、社員が弁理士個人の立場で取り扱うことも禁止する規定である。したがって、本条第1項に「第48条第2項若しくは第3項の規定により」があれば、B特許事務所の所属弁理士でもある弁理士甲が無効審判の業務を禁止されることにより、弁理士乙は、本条第1項に基づき無効審判の取扱いを禁止

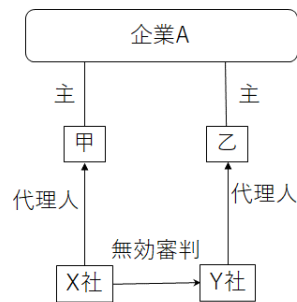
されることになる。

以上が本条第1項に同法第48条第2項・3項が含まれている理由である。

7-4 企業も本条の「共同事務所」に含まれること

企業も本条の「共同事務所」に含まれる。

企業に所属する弁理士の事務所単位での利益相反管理が問題となるのは、下図のようなケースである。



弁理士甲と弁理士乙は、企業Aの従業員であり、いずれも企業Aを主たる事務所として登録している。

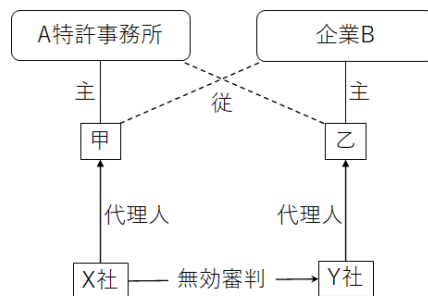
そして、X社は、Y社を被請求人とする無効審判について、その代理を弁理士甲に依頼し、Y社はその代理を弁理士乙に依頼したとする。

この場合、弁理士甲と弁理士乙が実際に意思を通じているか、あるいは情報を共有しているか否かにかかわらず、弁理士甲と弁理士乙はともに企業Aという同一の組織に所属している以上、情報を共有しているのではないか、利害関係を共通にしているのではないかという疑念を抱かれるおそれがある。依頼者がこのような疑念を抱くおそれは、所属しているのが共同事務所であるか企業であるかによって、原則として異ならないといえる。

したがって、これを防止するためには、このような場合も事件の取扱いを禁止する必要がある。

もっとも、現実には、ある企業に複数の企業弁理士が所属している場合に、雇用されている企業以外の依頼者から当事者系事件を受任することは稀であろう。したがって、「共同事務所」に企業が含まれるとしても、会員の業務が不当に制限されることはないものと考えられる。

また、他のケースとして、以下のような登録がなされている場合も考えられる。



弁理士甲は、A特許事務所を主たる事務所として登録し、企業Bを従たる事務所として登録している。弁理士乙は、企業Bを主たる事務所として登録し、A特許事務所を従たる事務所として登録している（このようなケースは、複数の弁理士が意思を通じて、従たる事務所を利用して複数の事務所を設立して使い分け、そのうちの一つの事務所を企業としているような場合が考えられる）。

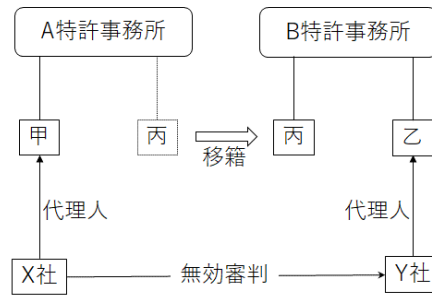
そして、X社は、Y社を被請求人とする無効審判について、その代理を弁理士甲に依頼し、Y社はその代理を弁理士乙に依頼したとする。

この場合、X社及びY社からすれば、A事務所と企業Bは事務所の主・従の登録を別とすれば、組織を構成する弁理士が同一であることから、両組織は実質的に一体のものとして運営されているのではないかと、したがって、両組織で情報が共有されており、自社に不利な情報を相手方のために利用するのではないかと等の疑念を生じるおそれがある。

したがって、このような場合も事件の取扱いを禁止する必要がある、そのためには「事務所」に企業も含まれるものと解する必要がある。

7-5 本条第1項の「所属弁理士であった場合を含む」について

本条第1項の「所属弁理士であった場合を含む」は、所属弁理士が事務所を移籍した場合に関するものである。この場合に利益相反が問題となるのは、以下のようなケースである。



A特許事務所の弁理士甲がX社の代理人を務め、B特許事務所の弁理士乙がY社の代理人を務めている。この無効審判の係属中に、弁理士乙が代理人を辞任することなく、A特許事務所の所属弁理士である弁理士丙がB特許事務所に移籍することができるかが問題となる。

弁理士丙がA特許事務所において無効審判に自らは関与していなかった場合は、本条第1項の「業務の公正を保ち得る事由があるとき」に当たるものとして、B特許事務所の弁理士乙は、弁理士丙の移籍後も引き続きY社の代理人を務めることが許容されると解される。

すなわち、平成26年改正後の弁理士法第31条第6号及び第7号並びに第48条第3項第5号及び第6号は、ある特許業務法人から他に移籍した弁理士が特許業務法人所属中に自ら事件に関与していた場合に限り、移籍後の弁理士または特許業務法人が当該事件に関与することを禁止している。言い換えれば、移籍した弁理士が自ら事件に関与していなかった場合は、移籍後の弁理士または特許業務法人が当該事件に引き続き関与することが許容されている。

当該改正の趣旨に照らせば、上図の例の場合で弁理士丙が無効審判に自らは関与していなかった場合は、弁理士丙のB特許事務所への移籍後も、B特許事務所の弁理士乙は引き続き無効審判に関与することが許容されると解すべきこととなる。これを本条第1項の規定に当てはめていえば、弁理士丙が無効審判に関与していなかったという事実が「業務の公正を保ち得る事由があるとき」に当たるといえる。

これに対して、弁理士丙が弁理士甲とともに無効審判に関与していた場合で、B特許事務所に移籍する場合は、一事務所の単位で見れば典型的な利益相反に当たることになり、依頼者の信頼を破壊することになると言わざるを得ない。したがって、この場合にB特許事務所が弁理士丙の移籍を受け入れるのであれば、弁理士乙はY社の代理人を辞任して、無効審判への関与を終了させる必要がある。

なお、弁理士丙が無効審判に関与していない場合には、移籍後も弁理士乙が無効審判に関与し続けることが本条第1項に抵触しないことは上記のとおりであるが、B特許事務所の弁理士乙は、そのような状況が依頼者の疑念を生じさせるおそれが高いことを十分認識し、適切に対応することが求められる。

すなわち、弁理士丙が無効審判に関与していない場合でも、X社からすれば、自社が依頼していたA特許事務所の所属弁理士が敵方のB特許事務所に移籍し、B特許事務所が引き続きY社の代理人を務めるような状況は、弁理士乙及び弁理士丙の職務の公正に対して疑惑を生じさせざるを得ないであろう（Y社も、無効審判の見通しが自社に不利であるような場合には、弁理士丙が移籍前の同僚である弁理士甲にY社に不利な情報を提供しているのではないかという疑念を抱き、その結果、弁理士乙に対しても不信感を抱くおそれもある）。

したがって、このような状況は、弁理士倫理第3条の「会員は、法令等に定めるほか独立の立場について疑問をもたれるような利害関係を有する場合には、当該利害関係を有する企業等から事件の依頼を受任してはならない」場合に当たる可能性がある。

よって、弁理士乙及び弁理士丙は、依頼者のこのような疑念が生じるおそれを払拭できない場合には、移籍を事件終了まで延期するか、代理人を辞任するなどの適切な対応により、依頼者に疑問を持たれることのないよう適切に対応することが求められる。

7-6 短期間のうちに複数事務所をまたがった利益相反の有無を確認することが可能な態勢を構築しておく必要性

上記6-2で述べたところから理解できるであろうが、所属弁理士が他の事務所にも所属している場合、それら他の事務所にもまたあった利益相反の有無を確認するためには、事務所間で事件の概要を伝えて照会し、回答を受け取る必要があるため、一事務所内だけで利益相反の有無を確認可能な場合と比べれば、相対的に長い時間を要することになる。

一方、依頼者は、通常は早期に代理人等を決定して対応策の具体的検討を進めたいと考えていることから、受任が可能か否かの回答は速やかに行う必要がある。通常は、依頼を受けた翌日か、遅くとも数日以内には回答することが求められる。

したがって、共同事務所においては、①所属弁理士が当該事務所以外に登録している事務所を網羅的に把握しておくこと、②普段からそれら他の事務所と連携関係を構築しておき、照会と回答を速やかに行える態勢を整えておくことが必要となる。

仮にこうした態勢が整っていないために合理的な期間内に複数事務所を合わせた利益相反の有無を確認できない場合や、態勢は整えられていても何らかの理由により合理的期間内に確認できない場合は、依頼を断らざるを得ないこととなる。

第4条の2 所属弁理士は、他の所属弁理士の依頼者について執務上知り得た秘密を正当な理由なく他に洩らし、又は利用してはならない。その共同事務所（第3条の2第2項でみなされる場合を含む。）の所属弁理士でなくなった後も、同様とする。

(趣旨)

個々の弁理士は、弁理士法第30条及び弁理士倫理第4条により、その職務に関して知り得た秘密を保持する義務を負っている。本条は、個々の弁理士だけでなく、共同事務所の範囲においても秘密を保持しなければならないことを定めるものである。

(解説)

1 共同事務所の範囲においても秘密を保持する必要性

弁理士法第30条及び弁理士倫理（会令第36号）第4条に規定するとおり、弁理士はその職務に関して知り得た秘密を保持する義務を負っているが、共同事務所においては、事件の共同受任をしない場合であっても、自らの職務上知り得たものでなくとも、他の所属弁理士の依頼者に関する秘密も執務上知り得る機会が多い。この場合において、他の所属弁理士の依頼者の秘密についても、これを保持する義務がないとすると、当該依頼者の利益を害し、かつ、共同事務所における弁理士の職務に対する信頼を確保できないこととなる。

そこで、本条第1文は、個々の弁理士だけでなく、共同事務所の範囲においても秘密を保持しなければならないことを定めている。

執務上知り得た秘密には、事件について他の所属弁理士から相談を受けた場合だけでなく、身近に打ち合わせ内容が聞こえてしまったり、記録等の保管整理あるいは文書の作成等の事務処理の過程において目にしたりした場合も含まれる。

2 所属弁理士が共同事務所から離脱した場合について

所属弁理士が共同事務所から離脱（退職、独立、分裂等）した場合においても、依頼者の利益を害したり、共同事務所における弁理士の職務に対する信頼を確保できないこととなることを防止するためには、秘密保持義務が存続するものとする必要がある。

そこで、本条第2文において、その趣旨を定めている。

3 「執務上」の趣旨

弁理士倫理第4条は個々の弁理士が負う秘密保持義務を定めているが、第4条においては「業務上」の文言が用いられているのに対して、本条では「執務上」の文言が用いられている。これは以下の理由による。

共同事務所においては、事件の共同受任をしない場合でも、また、自らの業務上知り得たものでなくとも、他の所属弁理士の依頼者に関する秘密も執務上知り得る機会が多い。例えば、（依頼者からではなく）他の所属弁理士から相談を受けた場合や、身近に打ち合わせ内容が聞こえてしまった場合、あるいは、記録等の保管整理あるいは文書の作成などの事務処理の過程において目にした場合などが挙げられる。

このような場合において、他の所属弁理士の依頼者の秘密についても、これを保持する義務がないとすると、当該依頼者の利益を害し、かつ、共同事務所における弁理士の業務に対する信頼を確保し得ないことから、共同事務所の範囲内において秘密を保持する必要がある。

そこで、自らの業務上知り得た情報だけでなく、共同事務所における執務上知り得た情報も秘密保持義務の対象とする趣旨で、「執務上」の文言を用いている。

4 「利用」の趣旨

弁理士倫理第4条は個々の弁理士が負う秘密保持義務を定めているが、第4条においては「盗用」の文言が用いられているのに対して、本条では「利用」の文言が用いられている。これは以下の理由による。

所属弁理士が身近に打合せ内容が聞こえてしまったことにより依頼者の秘密を知った場合や、記録等の保管整理あるいは文書の作成などの事務処理の過程において目にしたことによって知った場合は、情報を偶然に知ったにすぎず、情報を盗んだわけではない。したがって、その情報を正当な理由なく利用したとしても、「盗用」には当たらないと解される。

しかし、このような場合にも、共同事務所の依頼者の利益を害さないようにし、共同事務所における弁理士の業務に対する信頼を確保するためには、その情報を正当な理由なく利用することを禁止する必要がある。

そのため、本条では、「盗用」より広い概念として「利用」という文言を用いている。